ページ	旧	新
4	3. 長浜市災害対策本部運営規程 平成18年４月１日訓令第58号 改正 平成19年３月31日訓令第10号 平成20年４月１日訓令第11号 平成26年12月26日訓令第18号 平成31年４月１日訓令第15号 長浜市災害対策本部運営規程	3. 長浜市災害対策本部運営規程 平成18年４月１日訓令第58号 改正 平成19年３月31日訓令第10号 平成20年４月１日訓令第11号 平成26年12月26日訓令第18号 平成31年４月１日訓令第15号 令和6年7月1日訓令第35号 長浜市災害対策本部運営規程
4	５　災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てるものとし、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の所掌事務に従事する。 ~~(1)　市長がその部内の職員のうちから指名する者~~ ~~(2)　教育委員会事務局の長~~ ~~(3)　市議会の事務局の長~~ ~~(4)　消防団長~~	５　災害対策本部員は、長浜市庁議等設置規程（平成24年長浜市訓令第９号）別表第１に定める者（本部長及び副本部長の職に充てる者並びに病院事業管理部理事を除く。）及び議会事務局長をもって充てるものとし、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の所掌事務に従事する。 (1)～(4)削除
5	附　則 この規程は、平成18年４月１日から施行する。 附　則（平成19年３月31日訓令第10号） この規程は、平成19年４月１日から施行する。 附　則（平成20年４月１日訓令第11号） この規程は、平成20年４月１日から施行する。 附　則（平成26年12月26日訓令第18号）	附　則 この規程は、平成18年４月１日から施行する。 附　則（平成19年３月31日訓令第10号） この規程は、平成19年４月１日から施行する。 附　則（平成20年４月１日訓令第11号） この規程は、平成20年４月１日から施行する。 附　則（平成26年12月26日訓令第18号）

ページ	旧	新
	この規程は、平成27年１月１日から施行する。 附　則（平成31年４月１日訓令第15号） この規程は、平成31年４月１日から施行する。	この規程は、平成27年１月１日から施行する。 附　則（平成31年４月１日訓令第15号） この規程は、平成31年４月１日から施行する。 附　則（平成６年７月１日訓令第35号） この規程は、令和６年７月１日から施行する。
6	**4. 姉川コミュニティ防災センター条例** 平成18年２月13日条例第169号 改正 平成19年12月20日条例第42号 平成31年３月25日条例第１号 姉川コミュニティ防災センター条例	**4. 姉川コミュニティ防災センター条例** 平成18年２月13日条例第169号 改正 平成19年12月20日条例第42号 平成31年３月25日条例第１号 令和５年９月30日条例第26号 姉川コミュニティ防災センター条例
8 9	附　則 （施行期日） １　この条例は、平成18年２月13日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の姉川コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例（平成14年長浜市条例第29号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 ３　施行日前に合併前の条例により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。	附　則 （施行期日） １　この条例は、平成18年２月13日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の姉川コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例（平成14年長浜市条例第29号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 ３　施行日前に合併前の条例により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td>附　則（平成19年12月20日条例第42号）
（施行期日）
１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日の前日までに課した使用料の取扱いについては、なお従前の例による。
附　則（平成31年３月25日条例第１号）
（施行期日）
１　この条例は、平成31年10月１日から施行する。（後略）
（経過措置）
２　この条例の施行の日の前日までに課した使用料等については、なお従前の例による。</td><td>附　則（平成19年12月20日条例第42号）
（施行期日）
１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日の前日までに課した使用料の取扱いについては、なお従前の例による。
附　則（平成31年３月25日条例第１号）
（施行期日）
１　この条例は、平成31年10月１日から施行する。（後略）
（経過措置）
２　この条例の施行の日の前日までに課した使用料等については、なお従前の例による。
附　則（令和５年９月30日条例第26号）
（施行期日）
この条例は、令和５年10月１日から施行する。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>別表（第11条関係）
<table><tr><th>施設名</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>訓練及び体験研修室</td><td>１時間</td><td>560円</td></tr></table>備考
１　使用料は１時間単位とし、使用時間に１時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
２　第７条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の５割増しとする。
３　使用料は、この表において定める金額に消費税及び地方消費税を別途加算し、10円未満の端数は切り捨てた額とする。</td><td>別表（第11条関係）
<table><tr><th>施設名</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>訓練及び体験研修室</td><td>１時間</td><td>610円</td></tr></table>備考
１　使用料は１時間単位とし、使用時間に１時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
２　第７条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の５割増しとする。
３　この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。</td></tr>
</table>

ページ	旧	新
19	**7. 長浜市被災見舞金等支給要綱** 平成 18 年２月 13 日告示第 44 号	**7. 長浜市被災見舞金等支給要綱** 平成 18 年２月 13 日告示第 44 号 令和４年８月 25 日告示第 252 号
19	（趣旨） 第１条　この要綱は、本市区域内で発生した災害に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の適用を受けない市民の被災者に対して、市が支給する被災見舞金及び弔慰金（以下「見舞金等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この要綱は、本市区域内で発生した災害等に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の適用を受けない市民の被災者に対して、市が支給する被災見舞金及び弔慰金（以下「見舞金等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
19	（支給の対象） 第３条　次の各号のいずれかに該当する場合に見舞金等を、その被災世帯の世帯主又はその遺族に支給するものとする。 (1)　災害等による住家の全壊、半壊又は流失 (2)　災害等による住家の全焼又は半焼 （追加） (3)　災害等による死亡 (4)　その他前３号に準ずる場合で、特に市長が必要と認める場合	（支給の対象） 第３条　次の各号のいずれかに該当する場合に見舞金等を、その被災世帯の世帯主又はその遺族に支給するものとする。 (1)　災害等による住家の全壊又は半壊 (2)　災害等による住家の全焼又は半焼 (3)　災害等による住家の床上浸水 (4)　災害等による死亡 (5)　その他前４号に準ずる場合で、特に市長が必要と認める場合
19	（被害の判定基準） 第４条　前条に規定する~~全焼、~~全壊及び流失並びに半焼及び半壊の判定基準は、次に定めるところによる。 (1)　全焼　全壊　流失　住家が~~焼失し、~~損壊し、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70 パーセント以上に達したとき、又はその住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害とする	（被害の判定基準） 第４条　前条に規定する全壊及び全焼、半壊及び半焼並びに床上浸水の判定基準は、次に定めるところによる。 (1)　全壊　全焼　住家が損壊し、若しくは焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70 パーセント以上に達したもの又はその住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度のもの

ページ	旧	新
	(2)　半焼　半壊　住家が焼失し、又は損壊した部分の床面積がその住家の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満であって、その残存部分に補修を加えることによって住家として使用できる程度の被害とする （追加） ２　前項の判定基準により難い場合は、警察署、消防署等の関係機関の意見を聴いて市長が定める。	(2)　半壊　半焼　住家が損壊し、又は焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満であって、その残存部分に補修を加えることによって住家として使用できる程度のもの (3)　床上浸水　前２号に該当しない場合であって、住家の床より上に浸水したもの又は土砂竹木等の堆積により一時的にその住家に居住することができない程度のもの ２　前項の判定基準により難い場合は、警察署、消防署等の関係機関の意見を聴いて市長が定める。
20	附　則 この要綱は、平成 18 年２月 13 日から施行し、同日以後に生じた災害に関して適用する。	附　則 この要綱は、平成 18 年２月 13 日から施行し、同日以後に生じた災害に関して適用する。 附　則（令和４年８月 25 日告示第 252 号） この要綱は、令和４年８月 25 日から施行し、改正後の長浜市被災見舞金等支給要綱の規定は、令和４年８月１日以後に生じた災害等に関して適用する。
21	**8.　長浜市税の減免に関する規則（抜粋）** 平成 18 年２月 13 日規則第 42 号 改正　平成 20 年 12 月１日規則第 80 号 平成 21 年 12 月 25 日規則第 108 号 平成 23 年３月１日規則第５号 平成 26 年４月１日規則第 16 号 令和２年４月１日規則第 46 号	**8.　長浜市税の減免に関する規則（抜粋）** 平成 18 年２月 13 日規則第 42 号 改正　平成 20 年 12 月１日規則第 80 号 平成 21 年 12 月 25 日規則第 108 号 平成 23 年３月１日規則第５号 平成 26 年４月１日規則第 16 号 令和２年４月１日規則第 46 号 令和６年６月 26 日規則第 67 号

ページ	旧	新
23	ア　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条若しくは同法第 124 条の学校を設置する学校法人又は私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 64 条第４項の法人が、その設置する学校において直接保育又は教育の用に供する軽自動車等	ア　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条若しくは同法第 124 条の学校を設置する学校法人又は私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 152 条第５項の法人が、その設置する学校において直接保育又は教育の用に供する軽自動車等
24	9．長浜市国民健康保険条例 平成 18 年２月 13 日条例第 98 号 改正　平成 18 年３月 31 日条例第 226 号 平成 18 年６月 21 日条例第 240 号 平成 18 年９月 25 日条例第 251 号 平成 19 年３月 23 日条例第８号 平成 20 年３月 24 日条例第 12 号 平成 20 年 12 月 22 日条例第 46 号 平成 21 年３月 18 日条例第 11 号 平成 21 年９月 19 日条例第 111 号 平成 21 年 12 月 21 日条例第 150 号 平成 22 年３月 31 日条例第 14 号 平成 22 年３月 31 日条例第 22 号 平成 22 年９月 27 日条例第 32 号 平成 23 年３月 31 日条例第 22 号 平成 25 年３月 22 日条例第 17 号 平成 26 年３月 28 日条例第５号 平成 26 年 12 月 20 日条例第 39 号 平成 27 年３月 20 日条例第 14 号 平成 28 年３月 25 日条例第 12 号 平成 29 年３月 28 日条例第 12 号	9．長浜市国民健康保険条例 平成18年２月13日条例第98号 改正　平成18年３月31日条例第226号 平成18年６月21日条例第240号 平成18年９月25日条例第251号 平成19年３月23日条例第８号 平成20年３月24日条例第12号 平成20年12月22日条例第46号 平成21年３月18日条例第11号 平成21年９月19日条例第111号 平成21年12月21日条例第150号 平成22年３月31日条例第14号 平成22年３月31日条例第22号 平成22年９月27日条例第32号 平成23年３月31日条例第22号 平成25年３月22日条例第17号 平成26年３月28日条例第５号 平成26年12月20日条例第39号 平成27年３月20日条例第14号 平成28年３月25日条例第12号 平成29年３月28日条例第12号

ページ	旧	新
	平成 30 年３月 30 日条例第 10 号 平成 31 年３月 25 日条例第９号 令和２年３月 30 日条例第 10 号 令和２年５月１日条例第 27 号 令和２年 12 月 23 日条例第 43 号 令和３年３月 25 日条例第 15 号 令和３年 12 月 22 日条例第 43 号 令和４年３月 29 日条例第７号 令和５年３月 23 日条例第６号 令和５年 12 月 21 日条例第 33 号 令和６年３月 25 日条例第８号 令和６年 10 月１日条例第 32 号 長浜市国民健康保険条例	平成30年３月30日条例第10号 平成31年３月25日条例第９号 令和２年３月30日条例第10号 令和２年５月１日条例第27号 令和２年12月23日条例第43号 令和３年３月25日条例第15号 令和３年12月22日条例第43号 令和４年３月29日条例第７号 令和５年３月23日条例第６号 令和５年12月21日条例第33号 令和６年３月25日条例第８号 令和６年10月１日条例第32号 令和７年３月25日条例第12号 長浜市国民健康保険条例
29	（基礎賦課限度額） 第22条　第14条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。	（基礎賦課限度額） 第22条　第14条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。
30	（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第22条の10　第22条の３の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。	（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第22条の10　第22条の３の後期高齢者支援金等賦課額は、26万円を超えることができない。
33	（低所得者の保険料の減額） 第32条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。	（低所得者の保険料の減額） 第32条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。
34	（２）　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所	（２）　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所

ページ	旧	新
	得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万５千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額	得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に30万５千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
34	（３）　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に54万５千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前２号に該当する者以外の者　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額	（３）　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に56万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前２号に該当する者以外の者　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ページ	旧	新
35	３　前２項までの規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第22条の３」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第17条」とあるのは、「第22条の５」と読み替えるものとする。 ４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第24条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第２項中「第17条」とあるのは「第27条」と読み替えるものとする。	３　前２項までの規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第22条の３」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第17条」とあるのは、「第22条の５」と読み替えるものとする。 ４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第24条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第２項中「第17条」とあるのは「第27条」と読み替えるものとする。
36	（出産被保険者の保険料の減額） 第32条の４　当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の７第５項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第５項に掲げる場合を除く。）。	（出産被保険者の保険料の減額） 第32条の４　当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の７第５項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第５項に掲げる場合を除く。）。
36 37	３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第22条の３」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第17条第２項」とあるのは「第22条の５第２項」と読み替えるものとする。 ４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額につい	３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第22条の３」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第17条第２項」とあるのは「第22条の５第２項」と読み替えるものとする。 ４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額につい

ページ	旧	新
	て準用する。この場合において、第１項中「出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第24条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第２項中「第17条第２項」とあるのは「第27条第２項」と読み替えるものとする。 ５　当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。	て準用する。この場合において、第１項中「出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第24条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第２項中「第17条第２項」とあるのは「第27条第２項」と読み替えるものとする。 ５　当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。
37	７　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第22条の３」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第17条第２項」とあるのは「第22条の５第２項」と読み替えるものとする。 ８　第５項及び第６項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第24条」	７　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第22条の３」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第17条第２項」とあるのは「第22条の５第２項」と読み替えるものとする。 ８　第５項及び第６項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第24条」

ページ	旧	新
	と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第６項中「第17条第２項」とあるのは「第27条第２項」と読み替えるものとする。	と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第６項中「第17条第２項」とあるのは「第27条第２項」と読み替えるものとする。
47	附　則（令和５年12月21日条例第33号） （施行期日） １　この条例は、令和６年１月１日から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の第32条の４の規定は、令和５年度の保険料のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度分の保険料のうち令和５年12月以前の期間に係るもの及び令和４年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 附　則（令和６年３月25日条例第８号） （施行期日） １　この条例は、令和６年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の第６章の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 附　則（令和６年10月１日条例第32号） （施行期日） １　この条例は、令和６年12月２日から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の第37条の規定は、令和６年度分の保険料のうち令和６年12月以後の期間に係るもの及び令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度分の保険料のうち	附　則（令和５年12月21日条例第33号） （施行期日） １　この条例は、令和６年１月１日から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の第32条の４の規定は、令和５年度の保険料のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度分の保険料のうち令和５年12月以前の期間に係るもの及び令和４年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 附　則（令和６年３月25日条例第８号） （施行期日） １　この条例は、令和６年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の第６章の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 附　則（令和６年10月１日条例第32号） （施行期日） １　この条例は、令和６年12月２日から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の第37条の規定は、令和６年度分の保険料のうち令和６年12月以後の期間に係るもの及び令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度分の保険料のうち

ページ	旧	新
	令和６年11月以前の期間に係るもの及び令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 ３　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第260号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	令和６年11月以前の期間に係るもの及び令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 ３　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第260号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （施行期日） １　この条例は、令和７年４月１日から施行する。 （保険料に関する経過措置） ２　この条例による改正後の第６章の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度以前の年度分の保険料について、なお従前の例による。
48	**10.　長浜市草の根防災体制育成事業補助金交付要綱** 平成23年４月１日告示第100号 改正 平成26年４月１日告示第73号 平成27年４月１日告示第108号 平成30年４月１日告示第149号 平成31年４月１日告示第156号 令和５年３月23日告示第59号 長浜市草の根防災体制育成事業補助金交付要綱	**10.　長浜市草の根防災体制育成事業補助金交付要綱** 平成23年４月１日告示第100号 改正 平成26年４月１日告示第73号 平成27年４月１日告示第108号 平成30年４月１日告示第149号 平成31年４月１日告示第156号 令和５年３月23日告示第59号 令和７年３月25日告示第77号 長浜市草の根防災体制育成事業補助金交付要綱

ページ	旧	新
49	2　補助事業の種類のうち、防災士養成事業に係る補助金の交付対象となる者（第５条第３項において「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)　特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「日本防災士機構」という。）から防災士として認定された者で、地域の防災リーダーとして市内の自治会、自主防災組織、連合自治会又は地域づくり協議会（以下「自治会等」という。）で活動する意志のあるもの (2)　住所、氏名及び連絡先に係る情報並びに防災士の資格を有する旨の情報を、長浜市から自治会等に提供することについて同意する者 (3)　長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）第１条に規定する滞納者でない者 (4)　長浜市暴力団排除条例（平成23年長浜市条例第43号）第２条第２号に規定する暴力団員並びに同条第１号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有さない者	2　補助事業の種類のうち、防災士養成事業に係る補助金の交付対象となる者（第５条第３項において「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)　特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）から防災士として認定された者で、地域の防災リーダーとして市内の自治会、自主防災組織、連合自治会又は地域づくり協議会（以下「自治会等」という。）で活動する意志のあるもの (2)　住所、氏名及び連絡先に係る情報並びに防災士の資格を有する旨の情報を、長浜市から自治会等に提供することについて同意する者 (3)　長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）第１条に規定する滞納者でない者 (4)　長浜市暴力団排除条例（平成23年長浜市条例第43号）第２条第２号に規定する暴力団員並びに同条第１号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有さない者 (5)　日本防災士機構から防災士の認定を受けた日から同日の翌年度の９月末日までに防災士養成事業に係る補助金を申請した者
50	附　則 （施行期日） 1　この要綱は、平成23年４月１日から施行する。	附　則 （施行期日） 1　この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

ページ	旧	新
	（長浜市草の根防災体制育成モデル事業費補助金交付要綱の廃止） ２　長浜市草の根防災体制育成モデル事業費補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第238号）は、廃止する。 （長浜市地域自主防災組織育成事業補助金交付要綱の廃止） ３　長浜市地域自主防災組織育成事業補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第242号）は、廃止する。 （経過措置） ４　平成23年４月１日から平成25年３月31日までの間に、新たに自主防災組織を結成し、当該期間内において資機材を購入したものについての補助金の補助率等については、第３条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。 (1)　資機材購入事業（第１種）の補助率については事業費の３分の２以内とし、補助金限度額は20万円とする。ただし、初回購入の１回に限るものとする。 (2)　資機材購入事業（第２種）の補助率については事業費の４分の３以内とし、補助金限度額は75万円とする。ただし、初回購入の１回に限るものとする。 附　則（平成26年４月１日告示第73号） （施行期日） １　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。 （特例措置） ２　平成26年４月１日から平成31年３月31日までの間に、資機材整備事業（第２種）を利用して、可搬式小型動力ポンプを整備する場合は、第３条の規定にかかわらず、１団体につき１台限りとし、75万円を限度とする。	（長浜市草の根防災体制育成モデル事業費補助金交付要綱の廃止） ２　長浜市草の根防災体制育成モデル事業費補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第238号）は、廃止する。 （長浜市地域自主防災組織育成事業補助金交付要綱の廃止） ３　長浜市地域自主防災組織育成事業補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第242号）は、廃止する。 （経過措置） ４　平成23年４月１日から平成25年３月31日までの間に、新たに自主防災組織を結成し、当該期間内において資機材を購入したものについての補助金の補助率等については、第３条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。 (1)　資機材購入事業（第１種）の補助率については事業費の３分の２以内とし、補助金限度額は20万円とする。ただし、初回購入の１回に限るものとする。 (2)　資機材購入事業（第２種）の補助率については事業費の４分の３以内とし、補助金限度額は75万円とする。ただし、初回購入の１回に限るものとする。 附　則（平成26年４月１日告示第73号） （施行期日） １　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。 （特例措置） ２　平成26年４月１日から平成31年３月31日までの間に、資機材整備事業（第２種）を利用して、可搬式小型動力ポンプを整備する場合は、第３条の規定にかかわらず、１団体につき１台限りとし、75万円を限度とする。

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td>附　則（平成27年４月１日告示第108号）
この要綱は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成30年４月１日告示第149号）
この要綱は、平成30年４月１日から施行する。
附　則（平成31年４月１日告示第156号）
この要綱は、平成31年４月１日から施行する。
附　則（令和５年３月23日告示第59号）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。</td><td>附　則（平成27年４月１日告示第108号）
この要綱は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成30年４月１日告示第149号）
この要綱は、平成30年４月１日から施行する。
附　則（平成31年４月１日告示第156号）
この要綱は、平成31年４月１日から施行する。
附　則（令和５年３月23日告示第59号）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和７年３月25日告示第59号）
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。</td></tr>
<tr><td>61</td><td>（令和６年８月現在）</td><td>（令和７年１０月現在）</td></tr>
<tr><td>62～
65</td><td>［応援協定を締結している団体等］
<table>
<tr><th>応援協定名</th><th>協定相手先名</th><th>協定締結日</th><th>応援内容</th></tr>
<tr><td>災害時応援に関する協定</td><td>長浜地方卸売市場</td><td>平成 12 年９月７日</td><td>・被災地域の市民に供給する生鮮食糧品の提供及び搬送</td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定</td><td>長浜商店街連盟</td><td>平成 18 年１月 18 日</td><td rowspan="2">・被災地域の市民に供給する生活物資などの供給及び搬送</td></tr>
<tr><td>㈱ユタカファーマシー</td><td>平成 20 年１月 17 日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">災害時における生活物資供給等の協力に関する協定</td><td>イオンビッグ株式会社</td><td>平成 28 年５月 27 日</td><td rowspan="4">・被災地域の市民に供給する生活物資などの供給
・一時避難場所としての駐車場等の提供</td></tr>
<tr><td>イオン㈱近畿カンパニー</td><td>令和２年５月 29 日</td></tr>
<tr><td>㈱平和堂</td><td>平成 31 年２月１日</td></tr>
<tr><td>生活協同組合コープしが</td><td>令和５年３月 23 日</td></tr>
<tr><td>えきまち長浜㈱</td><td>平成 31 年２月１日</td><td>・一時避難場所としての施設等の提供</td></tr>
</table></td><td>［応援協定を締結している団体等］
<table>
<tr><th>応援協定名</th><th>協定相手先名</th><th>協定締結日</th><th>応援内容</th></tr>
<tr><td>災害時応援に関する協定</td><td>長浜地方卸売市場</td><td>平成 12 年９月７日</td><td>・被災地域の市民に供給する生鮮食糧品の提供及び搬送</td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定</td><td>長浜商店街連盟</td><td>平成 18 年１月 18 日</td><td rowspan="2">・被災地域の市民に供給する生活物資などの供給及び搬送</td></tr>
<tr><td>㈱ユタカファーマシー</td><td>平成 20 年１月 17 日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">災害時における生活物資供給等の協力に関する協定</td><td>イオンビッグ株式会社</td><td>平成 28 年５月 27 日</td><td rowspan="4">・被災地域の市民に供給する生活物資などの供給
・一時避難場所としての駐車場等の提供</td></tr>
<tr><td>イオン㈱近畿カンパニー</td><td>令和２年５月 29 日</td></tr>
<tr><td>㈱平和堂</td><td>平成 31 年２月１日</td></tr>
<tr><td>生活協同組合コープしが</td><td>令和５年３月 23 日</td></tr>
<tr><td>えきまち長浜㈱</td><td>平成 31 年２月１日</td><td>・一時避難場所としての施設等の提供</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

ページ	旧				新			
	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書	㈱コロワイドMD	令和２年１月 29 日	・一時避難場所（帰宅困難者受入施設）としての施設の提供と炊き出しの運営	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書	㈱コロワイドMD	令和２年１月 29 日	・一時避難場所（帰宅困難者受入施設）としての施設の提供と炊き出しの運営
		グランドメルキュール琵琶湖リゾート＆スパ	令和２年１月７日	・帰宅困難者受入施設としての施設の提供		グランドメルキュール琵琶湖リゾート＆スパ	令和２年１月７日	・帰宅困難者受入施設としての施設の提供
	災害時における応急救援活動への応援に関する協定	(社)滋賀県建設業協会長浜支部	平成 17 年５月 16 日	・人命救助、公共土木建築施設の応急復旧、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等に必要な土木資機材、避難場所、災害対策用重機、労力等の提供	災害時における応急救援活動への応援に関する協定	(社)滋賀県建設業協会長浜支部	平成 17 年５月 16 日	・人命救助、公共土木建築施設の応急復旧、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等に必要な土木資機材、避難場所、災害対策用重機、労力等の提供
		長浜建設業組合	平成 22 年４月 26 日			長浜建設業組合	平成 22 年４月 26 日	
		長浜総合建設組合	平成 22 年９月 28 日			長浜総合建設組合	平成 22 年９月 28 日	
		長浜木材工業協同組合	平成 21 年３月 16 日			長浜木材工業協同組合	平成 21 年３月 16 日	
	~~災害時における応急生活物資の供給に関する協定~~	~~㈱スギ薬局~~	~~平成 20 年４月 20 日~~	~~・飲み薬、外用薬、医療用具等の応急生活物資の提供~~	災害時における飲料の提供協力及び災害救援型自動販売機の設置に関する協定	三笠コカ・コーラボトリング㈱	平成 20 年３月 24 日	・災害時における飲料の提供 ・通常及び災害時における災害救援型自動販売機の設置運用に係る相互協力
	災害時における飲料の提供協力及び災害救援型自動販売機の設置に関する協定	三笠コカ・コーラボトリング㈱	平成 20 年３月 24 日	・災害時における飲料の提供 ・通常及び災害時における災害救援型自動販売機の設置運用に係る相互協力	災害時におけるＬＰガス等供給の協力に関する協定	社団法人滋賀県ＬＰガス協会長浜支部	平成 21 年 12 月 22 日	・災害時におけるＬＰガスの供給
	災害時におけるＬＰガス等供給の協力に関する協定	社団法人滋賀県ＬＰガス協会長浜支部	平成 21 年 12 月 22 日	・災害時におけるＬＰガスの供給	ＬＰガスに係る災害応急復旧に関する協定	社団法人滋賀県ＬＰガス協会東浅井伊香支部	平成 21 年９月 15 日	・災害時におけるＬＰガスの供給
	ＬＰガスに係る災害応急復旧に関する協定	社団法人滋賀県ＬＰガス協会東浅井伊香支部	平成 21 年９月 15 日	・災害時におけるＬＰガスの供給	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	滋賀県電気工事工業組合	平成 21 年７月６日	・災害時における電気設備の応急復旧
	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	滋賀県電気工事工業組合	平成 21 年７月６日	・災害時における電気設備の応急復旧				

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>65</td><td>
<table>
<tr><th>応援協定名</th><th>協定相手先名</th><th>協定締結日</th><th>応援内容</th></tr>
<tr><td>災害時における浴場施設利用等に関する協定</td><td>新木産業株式会社</td><td>令和５年２月20日</td><td>・被災者の浴場施設利用
・帰宅困難者の一時避難場所としての受入
・災害時の車中泊スペースとしての駐車場利用</td></tr>
<tr><td>災害時における什器・備品等の供給に関する協定</td><td>一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション</td><td>令和５年２月28日</td><td>・災害時における什器・備品等の提供</td></tr>
<tr><td>災害時における移動式宿泊施設の提供に関する協定</td><td>株式会社デベロップ</td><td>令和６年３月２９日</td><td>・災害時における移動式宿泊施設等の提供</td></tr>
<tr><td>災害時における被災者支援に関する協定</td><td>滋賀県行政書士会</td><td>令和６年４月２２日</td><td>・災害時に必要となる各種行政手続の被災者支援</td></tr>
</table>
（令和６年８月現在）
</td><td>
<table>
<tr><th>応援協定名</th><th>協定相手先名</th><th>協定締結日</th><th>応援内容</th></tr>
<tr><td>災害時における浴場施設利用等に関する協定</td><td>新木産業株式会社</td><td>令和５年２月20日</td><td>・被災者の浴場施設利用
・帰宅困難者の一時避難場所としての受入
・災害時の車中泊スペースとしての駐車場利用</td></tr>
<tr><td>災害時における什器・備品等の供給に関する協定</td><td>一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション</td><td>令和５年２月28日</td><td>・災害時における什器・備品等の提供</td></tr>
<tr><td>災害時における移動式宿泊施設の提供に関する協定</td><td>株式会社デベロップ</td><td>令和６年３月２９日</td><td>・災害時における移動式宿泊施設等の提供</td></tr>
<tr><td>災害時における被災者支援に関する協定</td><td>滋賀県行政書士会</td><td>令和６年４月２２日</td><td>・災害時に必要となる各種行政手続の被災者支援</td></tr>
<tr><td>災害時における生活物資供給等の協力に関する協定</td><td>スギホールディングス株式会社</td><td>令和６年 12 月 19 日</td><td>・食料（ペットボトル等）、調剤薬を除く医薬品・医療用品（一般用医薬品、医療用品、救急絆創膏、紙おむつ（成人用・乳児用）、紙パンツ、尿とりパット　等）、日用品、携帯トイレ等の提供</td></tr>
<tr><td>災害廃棄物の処理等に関する基本協定書</td><td>一般社団法人滋賀県産業資源循環協会</td><td>令和７年３月10日</td><td>下記「災害廃棄物等処理業務」の協力要請
(1) 災害廃棄物等の分別、撤去、積込作業
(2) 災害廃棄物等の収集運搬
(3) 災害廃棄物等の処分
(4) 災害廃棄物等の仮</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>置場の確保及び管理
(5) 前各号に伴う必要な業務</td></tr>
</table>
（令和７年１０月現在）
</td></tr>
<tr><td>66</td><td>
1．長浜市防災会議委員
［長浜市防災会議委員］　（令和６年８月現在）
<table>
<tr><th>No</th><th>機関・団体名</th><th>役　　職</th><th>備　　考</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>1</td><td>長浜市</td><td>市長</td><td>条例第３条第２項</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>彦根地方気象台</td><td>次長</td><td>条例第３条第５項第１号</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>滋賀県防災危機管理局</td><td>副局長</td><td>条例第３条第５項第２号</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>滋賀県長浜土木事務所</td><td>所長・地域防災監</td><td>条例第３条第５項第２号</td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>滋賀県湖北健康福祉事務所</td><td>所長</td><td>条例第３条第５項第２号</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>長浜警察署</td><td>署長</td><td>条例第３条第５項第３号</td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td>木之本警察署</td><td>署長</td><td>条例第３条第５項第３号</td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td>長浜市</td><td>防災危機管理監</td><td>条例第３条第５項第４号</td><td></td></tr>
<tr><td>9</td><td>長浜市</td><td>副防災危機管理監</td><td>条例第３条第５項第４号</td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td>長浜市教育委員会</td><td>教育長</td><td>条例第３条第５項第５号</td><td></td></tr>
<tr><td>11</td><td>湖北地域消防本部</td><td>消防長</td><td>条例第３条第５項第６号</td><td></td></tr>
<tr><td>12</td><td>長浜市消防団</td><td>団長</td><td>条例第３条第５項第７号</td><td></td></tr>
<tr><td>13</td><td>地元連合自治会</td><td>会長</td><td>条例第３条第５項第８号</td><td></td></tr>
<tr><td>14</td><td>京都大学　防災研究所</td><td>教授</td><td>条例第３条第５項第８号</td><td></td></tr>
<tr><td>15</td><td>JR 西日本（株）長浜駅</td><td>駅長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
<tr><td>16</td><td>西日本電信電話（株）滋賀支店</td><td>設備部長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
<tr><td>17</td><td>関西電力送配電（株）　滋賀本部　彦根配電営業所</td><td>所長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
<tr><td>18</td><td>大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部</td><td>部長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
<tr><td>19</td><td>長浜赤十字病院</td><td>病院長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
<tr><td>20</td><td>（社）湖北医師会</td><td>会長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
1．長浜市防災会議委員
［長浜市防災会議委員］　（令和７年１０月現在）
<table>
<tr><th>No</th><th>機関・団体名</th><th>役　　職</th><th>備　　考</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>1</td><td>長浜市</td><td>市長</td><td>条例第３条第２項</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>彦根地方気象台</td><td>次長</td><td>条例第３条第５項第１号</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>滋賀県防災危機管理局</td><td>副局長</td><td>条例第３条第５項第２号</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>滋賀県長浜土木事務所</td><td>所長・地域防災監</td><td>条例第３条第５項第２号</td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>滋賀県湖北健康福祉事務所</td><td>所長</td><td>条例第３条第５項第２号</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>長浜警察署</td><td>署長</td><td>条例第３条第５項第３号</td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td>木之本警察署</td><td>署長</td><td>条例第３条第５項第３号</td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td>長浜市</td><td>防災危機管理監</td><td>条例第３条第５項第４号</td><td></td></tr>
<tr><td>9</td><td>長浜市</td><td>副防災危機管理監</td><td>条例第３条第５項第４号</td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td>長浜市教育委員会</td><td>教育長</td><td>条例第３条第５項第５号</td><td></td></tr>
<tr><td>11</td><td>湖北地域消防本部</td><td>消防長</td><td>条例第３条第５項第６号</td><td></td></tr>
<tr><td>12</td><td>長浜市消防団</td><td>団長</td><td>条例第３条第５項第７号</td><td></td></tr>
<tr><td>13</td><td>地元連合自治会</td><td>会長</td><td>条例第３条第５項第８号</td><td></td></tr>
<tr><td>14</td><td>京都府立大学　生命環境科学研究科</td><td>准教授</td><td>条例第３条第５項第８号</td><td></td></tr>
<tr><td>15</td><td>JR 西日本（株）長浜駅</td><td>駅長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
<tr><td>16</td><td>NTT 西日本（株）滋賀支店</td><td>設備部長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
<tr><td>17</td><td>関西電力送配電（株）　滋賀本部　彦根配電営業所</td><td>所長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
<tr><td>18</td><td>大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部</td><td>部長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
<tr><td>19</td><td>長浜赤十字病院</td><td>病院長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
<tr><td>20</td><td>（社）湖北医師会</td><td>会長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>21</td><td>滋賀県ＬＰガス協会湖北支部</td><td>支部長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
<tr><td>22</td><td>NEXCO 中日本名古屋支社彦根保全・ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ</td><td>所長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
<tr><td>23</td><td>市立長浜病院</td><td>院長</td><td>条例第３条第５項第 10 号</td><td></td></tr>
<tr><td>24</td><td>長浜市立湖北病院</td><td>院長</td><td>条例第３条第５項第 10 号</td><td></td></tr>
<tr><td>25</td><td>陸上自衛隊今津駐屯地第３偵察戦闘大隊</td><td>本部管理中隊長</td><td>条例第３条第５項第 10 号</td><td></td></tr>
<tr><td>26</td><td>長浜水道企業団</td><td>企業長</td><td>条例第３条第５項第 10 号</td><td></td></tr>
<tr><td>27</td><td>湖北広域行政事務センター</td><td>管理者</td><td>条例第３条第５項第 10 号</td><td></td></tr>
<tr><td>28</td><td>長浜市社会福祉協議会事務局</td><td>事務局長</td><td>条例第３条第５項第 10 号</td><td></td></tr>
<tr><td>29</td><td>長浜市赤十字奉仕団</td><td>委員長</td><td>条例第３条第５項第 10 号</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>21</td><td>滋賀県ＬＰガス協会湖北支部</td><td>支部長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
<tr><td>22</td><td>NEXCO 中日本名古屋支社彦根保全・ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ</td><td>所長</td><td>条例第３条第５項第９号</td><td></td></tr>
<tr><td>23</td><td>市立長浜病院</td><td>院長</td><td>条例第３条第５項第 10 号</td><td></td></tr>
<tr><td>24</td><td>長浜市立湖北病院</td><td>院長</td><td>条例第３条第５項第 10 号</td><td></td></tr>
<tr><td>25</td><td>陸上自衛隊今津駐屯地第３偵察戦闘大隊</td><td>本部管理中隊長</td><td>条例第３条第５項第 10 号</td><td></td></tr>
<tr><td>26</td><td>長浜水道企業団</td><td>企業長</td><td>条例第３条第５項第 10 号</td><td></td></tr>
<tr><td>27</td><td>湖北広域行政事務センター</td><td>管理者</td><td>条例第３条第５項第 10 号</td><td></td></tr>
<tr><td>28</td><td>長浜市社会福祉協議会事務局</td><td>事務局長</td><td>条例第３条第５項第 10 号</td><td></td></tr>
<tr><td>29</td><td>長浜市赤十字奉仕団</td><td>委員長</td><td>条例第３条第５項第 10 号</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>66</td><td>
~~［専門委員］~~
<table>
<tr><td></td><td>~~京都大学　複合原子力科学研究所~~</td><td>~~准教授~~</td><td>~~条例第４条第２項~~</td><td>~~―~~</td></tr>
</table>
</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td>67</td><td>（令和６年８月現在）</td><td>（令和７年１０月現在）</td></tr>
<tr><td>68</td><td>
1．防災関係機関連絡窓口

①長浜市及び湖北地域消防本部
<table>
<tr><th>機関名</th><th>連絡窓口</th><th>所在地</th><th>電話･ＦＡＸ番号
防災電話番号</th><th>備考
~~無線~~</th></tr>
<tr><td rowspan="5">長浜市</td><td>総務課</td><td>長浜市八幡東町 632</td><td>ＴＥＬ 0749-62-4111
ＦＡＸ 0749-63-4111
203-0</td><td>代表</td></tr>
<tr><td>防災危機管理課</td><td>長浜市八幡東町 632</td><td>ＴＥＬ 0749-65-6555
ＦＡＸ 0749-65-8555</td><td>~~105~~</td></tr>
<tr><td>姉川コミュニティ防災センター</td><td>長浜市西上坂町 1149-3</td><td>ＴＥＬ 0749-64-5281
ＦＡＸ 0749-64-5282</td><td>~~212~~</td></tr>
<tr><td>北部建設課</td><td>長浜市木之本町木之本 1757-2</td><td>ＴＥＬ 0749-82-5904
ＦＡＸ 0749-82-3956</td><td>~~209~~</td></tr>
<tr><td>浅井分庁舎</td><td>長浜市内保町 2490-1</td><td>ＴＥＬ 0749-74-3020
ＦＡＸ 0749-74-3656</td><td>~~202~~</td></tr>
</table>
</td><td>
1．防災関係機関連絡窓口

①長浜市及び湖北地域消防本部
<table>
<tr><th>機関名</th><th>連絡窓口</th><th>所在地</th><th>電話･ＦＡＸ番号
防災電話番号</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="5">長浜市</td><td>総務課</td><td>長浜市八幡東町 632</td><td>ＴＥＬ 0749-62-4111
ＦＡＸ 0749-63-4111
203-0</td><td>代表</td></tr>
<tr><td>防災危機管理課</td><td>長浜市八幡東町 632</td><td>ＴＥＬ 0749-65-6555
ＦＡＸ 0749-65-8555</td><td></td></tr>
<tr><td>姉川コミュニティ防災センター</td><td>長浜市西上坂町 1149-3</td><td>ＴＥＬ 0749-64-5281
ＦＡＸ 0749-64-5282</td><td></td></tr>
<tr><td>北部建設課</td><td>長浜市木之本町木之本 1757-2</td><td>ＴＥＬ 0749-82-5904
ＦＡＸ 0749-82-3956</td><td></td></tr>
<tr><td>浅井分庁舎</td><td>長浜市内保町 2490-1</td><td>ＴＥＬ 0749-74-3020
ＦＡＸ 0749-74-3656</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

ページ	旧					新				
		びわ文化学習センター	長浜市難波町 505	TEL 0749-72-3221 FAX 0749-72-2211	~~204~~		びわ文化学習センター	長浜市難波町 505	TEL 0749-72-3221 FAX 0749-72-2211	
		虎姫生きがいセンター	長浜市宮部町 3445	TEL 0749-73-3001 FAX 0749-73-2517	~~206~~		虎姫生きがいセンター	長浜市宮部町 3445	TEL 0749-73-3001 FAX 0749-73-2517	
		湖北分庁舎	長浜市湖北町速水 2745	TEL 0749-78-1001 FAX 0749-78-1640	~~207~~		湖北分庁舎	長浜市湖北町速水 2745	TEL 0749-78-1001 FAX 0749-78-1640	
		高月分庁舎	長浜市高月町渡岸寺 160	TEL 0749-85-3111 FAX 0749-85-3268	~~208~~		高月分庁舎	長浜市高月町渡岸寺 160	TEL 0749-85-3111 FAX 0749-85-3268	
		余呉やまなみセンター	長浜市余呉町中之郷 2434	TEL 0749-86-3221 FAX 0749-86-3220	~~210~~		余呉やまなみセンター	長浜市余呉町中之郷 2434	TEL 0749-86-3221 FAX 0749-86-3220	
		西浅井分庁舎	長浜市西浅井町大浦 2590	TEL 0749-89-1121 FAX 0749-89-0585	~~211~~		西浅井分庁舎	長浜市西浅井町大浦 2590	TEL 0749-89-1121 FAX 0749-89-0585	
	湖北地域消防本部	消防本部	長浜市平方町 1135	TEL 0749-62-0444 FAX 0749-65-4450	~~352~~	湖北地域消防本部	消防本部	長浜市平方町 1135	TEL 0749-62-0444 FAX 0749-65-4450	
		管理課		TEL 0749-62-2194 FAX 0749-65-4450			管理課		TEL 0749-62-2194 FAX 0749-65-4450	
		総務課		TEL 0749-62-4194 FAX 0749-65-4450			総務課		TEL 0749-62-4194 FAX 0749-65-4450	
		予防課		TEL 0749-62-5194 FAX 0749-65-4450			予防課		TEL 0749-62-5194 FAX 0749-65-4450	
		警防課		TEL 0749-62-6194 FAX 0749-65-4450			警防課		TEL 0749-62-6194 FAX 0749-65-4450	
		救急課		TEL 0749-62-6194 FAX 0749-65-4450			救急課		TEL 0749-62-6194 FAX 0749-65-4450	
		通信指令課		TEL 0749-62-7194 FAX 0749-65-4450 157-0			通信指令課		TEL 0749-62-7194 FAX 0749-65-4450 157-0	
		長浜消防署		TEL 0749-62-9194 FAX 0749-62-2119			長浜消防署		TEL 0749-62-9194 FAX 0749-62-2119	
		浅井出張所	長浜市三田町 1382	TEL 0749-74-1777 FAX 0749-74-1786			浅井出張所	長浜市三田町 1382	TEL 0749-74-1777 FAX 0749-74-1786	
		びわ出張所	長浜市益田町 54	TEL 0749-72-3666 FAX 0749-72-3683			東浅井消防署	長浜市湖北町小倉 827	TEL 0749-59-3113 FAX 0749-59-3114	
		東浅井分署	長浜市五村 151	TEL 0749-73-2561 FAX 0749-73-3886	~~353~~		伊香消防署	長浜市木之本町大音 151	TEL 0749-82-2361 FAX 0749-82-4649	
		伊香分署	長浜市木之本町大音 151	TEL 0749-82-2361 FAX 0749-82-4649	~~354~~		西浅井出張所	長浜市西浅井町小山 728	TEL 0749-89-0119 FAX 0749-89-0112	
		西浅井出張所	長浜市西浅井町小山 728	TEL 0749-89-0119 FAX 0749-89-0112			余呉出張所	長浜市余呉町中之郷 1015	TEL 0749-86-4119 FAX 0749-86-4199	
		余呉出張所	長浜市余呉町中之郷 1015	TEL 0749-86-4119 FAX 0749-86-4199						

ページ	旧	新
69	②滋賀県	②滋賀県

旧

機関名	連絡窓口	所在地	電話･ＦＡＸ番号 防災電話番号	備考
滋賀県庁	防災危機管理局	大津市京町4-1-1	ＴＥＬ　077-528-3430～3432, 3435, 3445 ＦＡＸ 077-528-6037 防災ＴＥＬ 51-819～823 防災ＦＡＸ 51-850	勤務時間内
	危機管理センター		ＴＥＬ 077-528-3436 ＦＡＸ 077-528-6037 防災ＴＥＬ 51-898 防災ＦＡＸ 51-850	勤務時間外
長浜土木事務所	経理用地課	長浜市平方町1152-2	ＴＥＬ 0749-65-6636 ＦＡＸ 0749-62-5065 56-2-315	防災担当 3F
	河川砂防課		ＴＥＬ 0749-65-6639 ＦＡＸ 0749-62-5065 56-2-320	河川担当
			ＴＥＬ 0749-65-6640 ＦＡＸ 0749-62-5065 56-2-322	砂防担当
	道路計画課		ＴＥＬ 0749-65-6638 ＦＡＸ 0749-62-5065 56-2-327	維持補修担当
長浜土木事務所木之本支所	管理課	長浜市木之本町黒田1234	ＴＥＬ 0749-82-3705 ＦＡＸ 0749-82-2654 59-2-23	
	道路計画課		ＴＥＬ 0749-82-3889 ＦＡＸ 0749-82-2654 59-2-40	維持補修担当
	河川砂防課		ＴＥＬ 0749-82-3896 ＦＡＸ 0749-82-2654	河川担当

新

機関名	連絡窓口	所在地	電話･ＦＡＸ番号 防災電話番号	備考
滋賀県庁	防災危機管理局	大津市京町4-1-1	ＴＥＬ　077-528-3430～3432, 3435, 3445 ＦＡＸ 077-528-6037 防災ＴＥＬ 51-819～823 防災ＦＡＸ 51-850	勤務時間内
	危機管理センター		ＴＥＬ 077-528-3436 ＦＡＸ 077-528-6037 防災ＴＥＬ 51-898 防災ＦＡＸ 51-850	勤務時間外
長浜土木事務所	経理用地課	長浜市平方町1152-2	ＴＥＬ 0749-65-6636 ＦＡＸ 0749-62-5065 56-2-315	防災担当 3F
	河川砂防課		ＴＥＬ 0749-65-6639 ＦＡＸ 0749-62-5065 56-2-320	河川担当
			ＴＥＬ 0749-65-6640 ＦＡＸ 0749-62-5065 56-2-322	砂防担当
	道路計画課		ＴＥＬ 0749-65-6638 ＦＡＸ 0749-62-5065 56-2-327	維持補修担当
長浜土木事務所木之本支所	管理課	長浜市木之本町黒田1234	ＴＥＬ 0749-82-3705 ＦＡＸ 0749-82-2654 59-2-23	
	道路計画課		ＴＥＬ 0749-82-3889 ＦＡＸ 0749-82-2654 59-2-39	維持補修担当
	河川砂防課		ＴＥＬ 0749-82-3896 ＦＡＸ 0749-82-2654	河川担当

ページ	旧					新				
				59-2-29 ＴＥＬ 0749-82-3962 ＦＡＸ 0749-82-2654 59-2-29	砂防担当				59-2-34 ＴＥＬ 0749-82-3962 ＦＡＸ 0749-82-2654 59-2-22	砂防担当
	湖北健康福祉事務所	長浜保健所	長浜市平方町 1152-2	ＴＥＬ 0749-65-6660 ＦＡＸ 0749-63-2989 56-2-370	総務調整担当	湖北健康福祉事務所	長浜保健所	長浜市平方町 1152-2	ＴＥＬ 0749-65-6660 ＦＡＸ 0749-63-2989 56-2-370	総務調整担当
	滋賀県北部流域下水道事務所	東北部浄化センター	彦根市松原町 1550	ＴＥＬ 0749-26-6633 ＦＡＸ 0749-26-6635		滋賀県北部流域下水道事務所	東北部浄化センター	彦根市松原町 1550	ＴＥＬ 0749-26-6633 ＦＡＸ 0749-26-6635	
	長浜警察署	警備課	長浜市八幡中山町 300	ＴＥＬ 0749-62-0110 ＦＡＸ 0749-62-0611	350	長浜警察署	警備課	長浜市八幡中山町 300	ＴＥＬ 0749-62-0110 ＦＡＸ 0749-62-0611	
	木之本警察署	警備課	長浜市木之本町木之本 1536	ＴＥＬ 0749-82-3021	351	木之本警察署	警備課	長浜市木之本町木之本 1536	ＴＥＬ 0749-82-3021	

71

⑥指定公共機関・指定地方公共機関等

機関名	連絡窓口	所在地	電話･ＦＡＸ番号 防災電話番号	備考
西日本旅客鉄道㈱	京滋支社総務企画課	京都市南区西九条北ノ内町 5-5	ＴＥＬ 075-682-8004	
日本通運㈱	滋賀支店	栗東市六地蔵 1070-1	ＴＥＬ 077-554-9780 ＦＡＸ 077-554-9830	
	滋賀支店長浜営業課	長浜市山階町 253-1	ＴＥＬ 0749-62-1610 ＦＡＸ 0749-64-0254	
（一社）滋賀県トラック協会		守山市木浜町 2298-4	ＴＥＬ 077-585-8080 ＦＡＸ 077-585-8015	
西日本電信電話㈱	滋賀支店災害対策担当	大津市浜大津 1-1-26	ＴＥＬ 077-510-0961	
㈱ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ﾄﾞｺﾓ関西支社	サービス運営部災害対策室	大阪市北区梅田 1-10-1	ＴＥＬ 06-6457-8621 ＦＡＸ 06-6457-4326	
関西電力㈱	滋賀支社	大津市におの浜	ＴＥＬ 0800-777-8810	

⑥指定公共機関・指定地方公共機関等

機関名	連絡窓口	所在地	電話･ＦＡＸ番号 防災電話番号	備考
西日本旅客鉄道㈱	京滋支社総務企画課	京都市南区西九条北ノ内町 5-5	ＴＥＬ 075-682-8004	
日本通運㈱	滋賀支店	栗東市六地蔵 1070-1	ＴＥＬ 077-554-9780 ＦＡＸ 077-554-9830	
	滋賀支店長浜営業課	長浜市山階町 253-1	ＴＥＬ 0749-62-1610 ＦＡＸ 0749-64-0254	
（一社）滋賀県トラック協会		守山市木浜町 2298-4	ＴＥＬ 077-585-8080 ＦＡＸ 077-585-8015	
NTT 西日本㈱	滋賀支店災害対策担当	大津市浜大津 1-1-26	ＴＥＬ 077-510-0961	
㈱NTT ドコモ関西支社	サービス運営部災害対策室	大阪市北区梅田 1-10-1	ＴＥＬ 06-6457-8621 ＦＡＸ 06-6457-4326	
関西電力㈱	滋賀支社	大津市におの浜	ＴＥＬ 0800-777-8810	

ページ	旧					新				
			4-1-51					4-1-51		
	関西電力送配電㈱	滋賀本部	大津市におの浜4-1-51	ＴＥＬ 0800-777-3081 (送配電コンタクトセンター)		関西電力送配電㈱	滋賀本部	大津市におの浜4-1-51	ＴＥＬ 0800-777-3081 (送配電コンタクトセンター)	
	大阪ガスネットワーク㈱	京滋事業部対策室	京都市下京区中堂寺粟田町93	ＴＥＬ 075-315-8942		大阪ガスネットワーク㈱	京滋事業部対策室	京都市下京区中堂寺粟田町93	ＴＥＬ 075-315-8942	
	一般社団法人 滋賀県ＬＰガス協会		大津市松本1-2-20	ＴＥＬ 077-523-2892 ＦＡＸ 077-523-2884		一般社団法人 滋賀県ＬＰガス協会		大津市松本1-2-20	ＴＥＬ 077-523-2892 ＦＡＸ 077-523-2884	
	日本郵便㈱	長浜郵便局	長浜市列見町11-9	ＴＥＬ 0749-62-0380		日本郵便㈱	長浜郵便局	長浜市列見町11-9	ＴＥＬ 0749-62-0380	
	西日本高速道路㈱　関西支社	保全サービス事業部保守サービス事業統括課	茨木市岩倉町1-13	ＴＥＬ 06-6344-8207		西日本高速道路㈱　関西支社	保全サービス事業部保守サービス事業統括課	茨木市岩倉町1-13	ＴＥＬ 06-6344-8207	
	中日本高速道路㈱名古屋支社	彦根保全・サービスセンター	彦根市原町714-1	ＴＥＬ 0749-22-1941		中日本高速道路㈱名古屋支社	彦根保全・サービスセンター	彦根市原町714-1	ＴＥＬ 0749-22-1941	
	中日本高速道路㈱金沢支社	敦賀保全・サービスセンター	敦賀市井川17号字稲荷藪8-1	ＴＥＬ 0770-25-5223		中日本高速道路㈱金沢支社	敦賀保全・サービスセンター	敦賀市井川17号字稲荷藪8-1	ＴＥＬ 0770-25-5223	
	日本赤十字社 滋賀県支部	事業推進課	大津市京町4-3-38	ＴＥＬ 077-522-6758 ＦＡＸ 077-523-4502 51-863		日本赤十字社 滋賀県支部	事業推進課	大津市京町4-3-38	ＴＥＬ 077-522-6758 ＦＡＸ 077-523-4502 51-863	
	長浜赤十字病院		長浜市宮前町14-7	ＴＥＬ 0749-63-2111 ＦＡＸ 0749-63-2119 56-884		長浜赤十字病院		長浜市宮前町14-7	ＴＥＬ 0749-63-2111 ＦＡＸ 0749-63-2119 56-884	
	大津赤十字病院		大津市長等1-1-35	ＴＥＬ 077-522-4131 ＦＡＸ 077-525-8018		大津赤十字病院		大津市長等1-1-35	ＴＥＬ 077-522-4131 ＦＡＸ 077-525-8018	
	（一社）湖北医師会		長浜市宮司町1181-2	ＴＥＬ 0749-65-3600 ＦＡＸ 0749-65-2758		（一社）湖北医師会		長浜市宮司町1181-2	ＴＥＬ 0749-65-3600 ＦＡＸ 0749-65-2758	
	（一社）湖北歯科医師会		長浜市宮司町1181-2	ＴＥＬ 0749-62-3020		（一社）湖北歯科医師会		長浜市宮司町1181-2	ＴＥＬ 0749-62-3020	

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td>（一社）湖北薬剤師会 | 長浜市宮司町1181-2 | ＴＥＬ 0749-50-7473 ＦＡＸ 0749-50-6351</td><td>（一社）湖北薬剤師会 | 長浜市宮司町1181-2 | ＴＥＬ 0749-50-7473 ＦＡＸ 0749-50-6351</td></tr>
<tr><td>78</td><td>（1）　防災行政無線設備（同報系）の設置状況
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th></th><th>長浜地区
浅井地区</th><th>びわ地区</th><th>虎姫地区</th><th>湖北地区</th><th>高月地区</th><th>木之本地区</th><th>余呉地区</th><th>西浅井地区</th></tr>
<tr><td rowspan="8">同報系</td><td colspan="2">無線方式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td></tr>
<tr><td colspan="2">親局</td><td>1 局</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">遠隔制御装置</td><td>2 台</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">中継局又は再送信子局</td><td>1 局</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>1 局</td><td>1 局</td><td>3 局</td><td>2 局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">子局</td><td>ｱﾝｻｰ有</td><td>24 局</td><td>1 局</td><td>1 局</td><td>－</td><td>2 局</td><td>34 局</td><td>19 局</td><td>16 局</td></tr>
<tr><td>ｱﾝｻｰ無</td><td>134 局</td><td>20 局</td><td>10 局</td><td>24 局</td><td>24 局</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">導入年度</td><td>平成 17～18 年度</td><td>平成 16 年度</td><td>平成 8 年度</td><td>平成 8 年度</td><td>平成 10 年度</td><td>平成 24 年度</td><td>平成 16 年度</td><td>平成 14 年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td><td>令和 2 年度デジタル化</td><td>令和元年度デジタル化</td><td>令和元年度デジタル化</td><td>令和 2 年度デジタル化</td><td></td><td>令和 2 年度デジタル化</td><td>令和 2 年度デジタル化</td></tr>
</table></td><td>（1）　防災行政無線設備（同報系）の設置状況
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>長浜地区
浅井地区</th><th>びわ地区</th><th>虎姫地区</th><th>湖北地区</th><th>高月地区</th><th>木之本地区</th><th>余呉地区</th><th>西浅井地区</th></tr>
<tr><td colspan="2">無線方式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式</td></tr>
<tr><td colspan="2">親局</td><td>1 局</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">遠隔制御装置</td><td>2 台</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">中継局又は再送信子局</td><td>2 局</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>1 局</td><td>1 局</td><td>3 局</td><td>2 局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">子局</td><td>ｱﾝｻｰ有</td><td>21 局</td><td>1 局</td><td>1 局</td><td>－</td><td>2 局</td><td>34 局</td><td>19 局</td><td>16 局</td></tr>
<tr><td>ｱﾝｻｰ無</td><td>134 局</td><td>20 局</td><td>10 局</td><td>24 局</td><td>24 局</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">導入年度</td><td>平成 17～18 年度</td><td>平成 16 年度</td><td>平成 8 年度</td><td>平成 8 年度</td><td>平成 10 年度</td><td>平成 24 年度</td><td>平成 16 年度</td><td>平成 14 年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td><td>令和 2 年度デジタル化</td><td>令和元年度デジタル化</td><td>令和元年度デジタル化</td><td>令和 2 年度デジタル化</td><td></td><td>令和 2 年度デジタル化</td><td>令和 2 年度デジタル化</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>78</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>長浜地区
浅井地区
びわ地区</th><th>虎姫地区・湖北地区・高月地区・
木之本地区・余呉地区・西浅井地区</th></tr>
<tr><td rowspan="10">移動系</td><td colspan="2">無線方式</td><td colspan="2">デジタル式</td></tr>
<tr><td colspan="2">基地局</td><td colspan="2">1 局</td></tr>
<tr><td colspan="2">遠隔制御装置</td><td colspan="2">1 局</td></tr>
<tr><td colspan="2">中継局</td><td colspan="2">6 局</td></tr>
<tr><td colspan="2">携帯型</td><td colspan="2">177 台</td></tr>
<tr><td colspan="2">半固定型</td><td colspan="2">115 台</td></tr>
<tr><td colspan="2">車携帯型</td><td colspan="2">87 台</td></tr>
<tr><td colspan="2">導入年度</td><td>平成 19 年度</td><td>平成 27 年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">周波数帯（MHｚ）</td><td colspan="2">260</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table></td><td>（2）　防災行政無線設備（移動系）の設置状況
・IP 無線機（消防団）
<table>
<tr><th></th><th>長浜地区（長浜南分団、南郷里分団、北郷里分団）、浅井地区、びわ地区、虎姫地区、湖北地区</th><th>長浜地区（長浜西分団、神照分団、六荘分団）、高月地区、木之本地区、余呉地区、西浅井地区</th></tr>
<tr><td>通信方式</td><td colspan="2">LTE 通信</td></tr>
<tr><td>携帯型</td><td>54 台</td><td>26 台</td></tr>
<tr><td>車載型</td><td>18 台</td><td>20 台</td></tr>
<tr><td>導入年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>上草野中継局撤去に伴い、先行して整備</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・公共安全モバイルシステム（市職員）
<table>
<tr><td></td><td>本庁、北部合同庁舎および各分庁舎、避難所（78ヶ所）</td></tr>
<tr><td>通信方式</td><td>LTE 通信</td></tr>
<tr><td>携帯型
（スマートフォン）</td><td>123 台</td></tr>
<tr><td>導入年度</td><td>令和 7 年度</td></tr>
<tr><td>備考</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>86</td><td>2. 降水量
降水量 1976 年～2023 年（彦根地方気象台：長浜（旧虎姫）地域気象観測所）
単位（㎜）
<table>
<tr><th>年</th><th>年降水量</th><th>日最大降水量</th><th>月・日</th><th>1 時間最大降水量</th><th>月・日</th></tr>
<tr><td>1976</td><td>1901.0</td><td>120</td><td>9 月 10 日</td><td>35</td><td>8 月 14 日</td></tr>
<tr><td>1977</td><td>1389.0</td><td>46</td><td>9 月 29 日</td><td>26</td><td>4 月 15 日</td></tr>
<tr><td>1978</td><td>900.0</td><td>29</td><td>9 月 16 日</td><td>22</td><td>6 月 13 日</td></tr>
<tr><td>1979</td><td>1257.0</td><td>103</td><td>6 月 29 日</td><td>21</td><td>6 月 29 日</td></tr>
<tr><td>1980</td><td>1728.0</td><td>75</td><td>12 月 30 日</td><td>30</td><td>8 月 26 日</td></tr>
<tr><td>1981</td><td>1596.0</td><td>55</td><td>6 月 27 日</td><td>26</td><td>6 月 27 日</td></tr>
<tr><td colspan="6">（中略）</td></tr>
<tr><td>2020</td><td>1918.5</td><td>71.5</td><td>7 月 8 日</td><td>42.0</td><td>7 月 8 日</td></tr>
<tr><td>2021</td><td>1788.0</td><td>105.5</td><td>8 月 14 日</td><td>36.0</td><td>9 月 22 日</td></tr>
<tr><td>2022</td><td>1544.5</td><td>47.0</td><td>2 月 6 日</td><td>26.5</td><td>8 月 18 日</td></tr>
<tr><td>2023</td><td>1676.5</td><td>107.5</td><td>6 月 2 日</td><td>32.5</td><td>7 月 12 日</td></tr>
</table></td><td>2. 降水量
降水量 1976 年～2024 年（彦根地方気象台：長浜（旧虎姫）地域気象観測所）
単位（㎜）
<table>
<tr><th>年</th><th>年降水量</th><th>日最大降水量</th><th>月・日</th><th>1 時間最大降水量</th><th>月・日</th></tr>
<tr><td>1976</td><td>1901.0</td><td>120</td><td>9 月 10 日</td><td>35</td><td>8 月 14 日</td></tr>
<tr><td>1977</td><td>1389.0</td><td>46</td><td>9 月 29 日</td><td>26</td><td>4 月 15 日</td></tr>
<tr><td>1978</td><td>900.0</td><td>29</td><td>9 月 16 日</td><td>22</td><td>6 月 13 日</td></tr>
<tr><td>1979</td><td>1257.0</td><td>103</td><td>6 月 29 日</td><td>21</td><td>6 月 29 日</td></tr>
<tr><td>1980</td><td>1728.0</td><td>75</td><td>12 月 30 日</td><td>30</td><td>8 月 26 日</td></tr>
<tr><td>1981</td><td>1596.0</td><td>55</td><td>6 月 27 日</td><td>26</td><td>6 月 27 日</td></tr>
<tr><td colspan="6">（中略）</td></tr>
<tr><td>2020</td><td>1918.5</td><td>71.5</td><td>7 月 8 日</td><td>42.0</td><td>7 月 8 日</td></tr>
<tr><td>2021</td><td>1788.0</td><td>105.5</td><td>8 月 14 日</td><td>36.0</td><td>9 月 22 日</td></tr>
<tr><td>2022</td><td>1544.5</td><td>47.0</td><td>2 月 6 日</td><td>26.5</td><td>8 月 18 日</td></tr>
<tr><td>2023</td><td>1676.5</td><td>107.5</td><td>6 月 2 日</td><td>32.5</td><td>7 月 12 日</td></tr>
<tr><td>2024</td><td>1743.0</td><td>88.5</td><td>5 月 28 日</td><td>30.5</td><td>5 月 27 日</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>87</td><td> 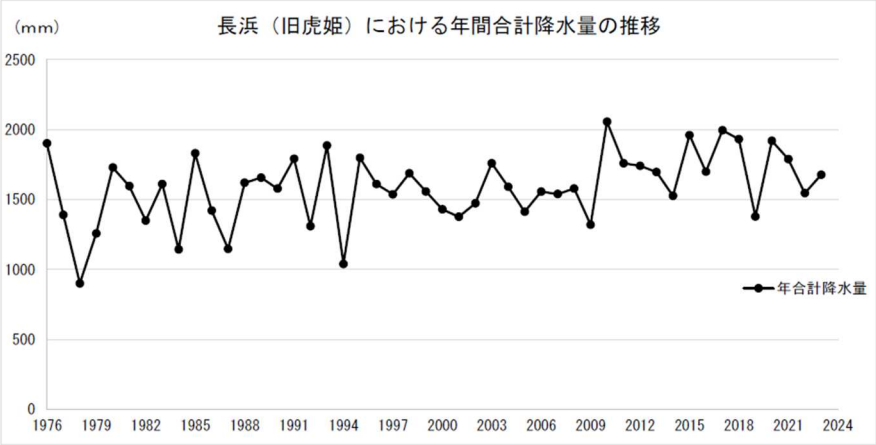
</td><td> 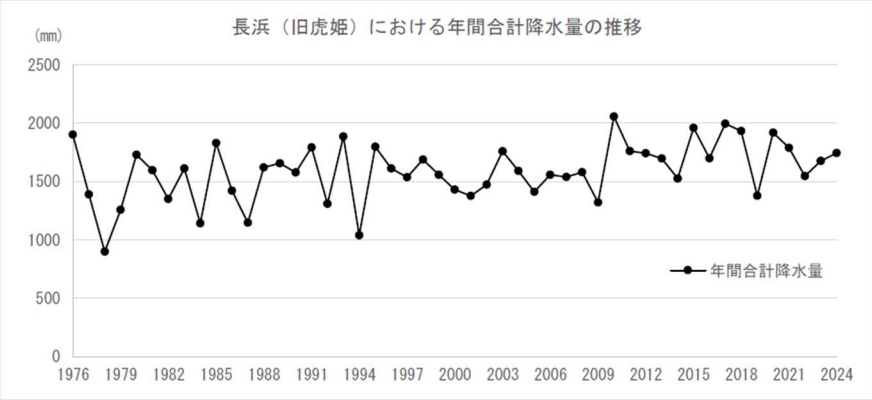
</td></tr>
<tr><td>88</td><td><table><tr><td>1596 年９月５日
（慶長１）</td><td>畿内（慶長伏見地震とも呼ばれる。）</td><td>７　1/2～1/4</td><td>現在の栗田郡栗東町で、家屋全壊、死者多数。</td></tr></table></td><td><table><tr><td>1596 年９月５日
（慶長１）</td><td>畿内（慶長伏見地震とも呼ばれる。）</td><td>７　1/2～1/4</td><td>現在の栗東市で、家屋全壊、死者多数。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>107</td><td>出典：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（令和６年８月現在）</td><td>出典：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（７年１０月現在）</td></tr>
<tr><td>119</td><td>出典：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（令和６年８月現在）</td><td>出典：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（７年１０月現在）</td></tr>
<tr><td>120</td><td>出典：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（令和６年８月現在）</td><td>出典：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（７年１０月現在）</td></tr>
<tr><td>125</td><td>（追加）</td><td>出典：滋賀県地域防災計画資料編</td></tr>
<tr><td>130</td><td>（追加）</td><td>出典：滋賀県地域防災計画資料編</td></tr>
<tr><td>131</td><td>防災重点ため池</td><td>防災重点農業用ため池</td></tr>
<tr><td>132</td><td>出典：令和６年度滋賀県水防計画　資料編</td><td>出典：令和７年度滋賀県水防計画　資料編</td></tr>
<tr><td>133</td><td>［防災重点ため池位置図］</td><td>［防災重点農業用ため池位置図］</td></tr>
<tr><td>137</td><td>出典：令和６年度滋賀県水防計画　資料編</td><td>出典：令和７年度滋賀県水防計画　資料編</td></tr>
</table>

ページ	旧	新
139	1．指定避難所等一覧 ［指定避難所、指定緊急避難場所一覧］（令和６年８月現在）	1．指定避難所等一覧 ［指定避難所、指定緊急避難場所一覧］（令和７年１０月現在）
141	［指定避難所、指定緊急避難場所一覧］（令和６年８月現在）	［指定避難所、指定緊急避難場所一覧］（令和７年１０月現在）
144	2．指定避難所等位置図 ［避難所・広域避難場所位置図］	2．指定避難所等位置図 ［避難所・広域避難場所位置図］（令和７年１０月現在）

144

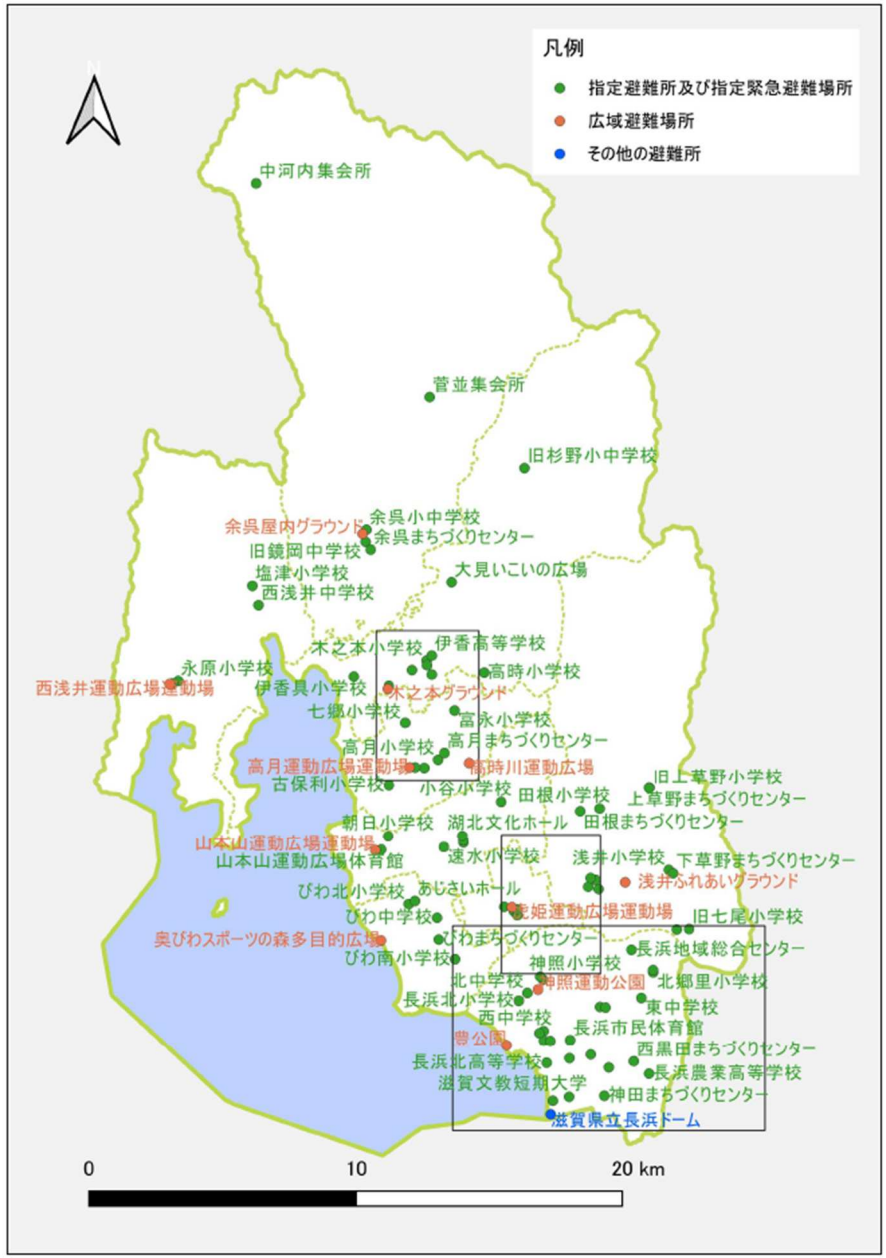
凡例
指定避難所及び指定緊急避難場所
広域避難場所
その他の避難所
中河内集会所
菅並集会所
旧杉野小中学校
余呉屋内グラウンド
余呉小中学校
余呉まちづくりセンター
旧鏡岡中学校
塩津小学校
西浅井中学校
大見いこいの広場
木之本小学校
伊香高等学校
永原小学校
高時小学校
西浅井運動広場運動場
伊香具小学校
木之本グラウンド
七郷小学校
富永小学校
高月小学校
高月まちづくりセンター
高月運動広場運動場
高時川運動広場
古保利小学校
小谷小学校
田根小学校
旧上草野小学校
上草野まちづくりセンター
朝日小学校
湖北文化ホール
田根まちづくりセンター
山本山運動広場運動場
山本山運動広場体育館
速水小学校
浅井小学校
下草野まちづくりセンター
浅井ふれあいグラウンド
びわ北小学校
あじさいホール
びわ中学校
姫運動広場運動場
旧七尾小学校
奥びわスポーツの森多目的広場
びわまちづくりセンター
長浜地域総合センター
びわ南小学校
神照小学校
北中学校
神照運動公園
北郷里小学校
長浜北小学校
東中学校
西中学校
長浜市民体育館
豊公園
西黒田まちづくりセンター
長浜北高等学校
長浜農業高等学校
滋賀文教短期大学
神田まちづくりセンター
滋賀県立長浜ドーム
0
10
20 km

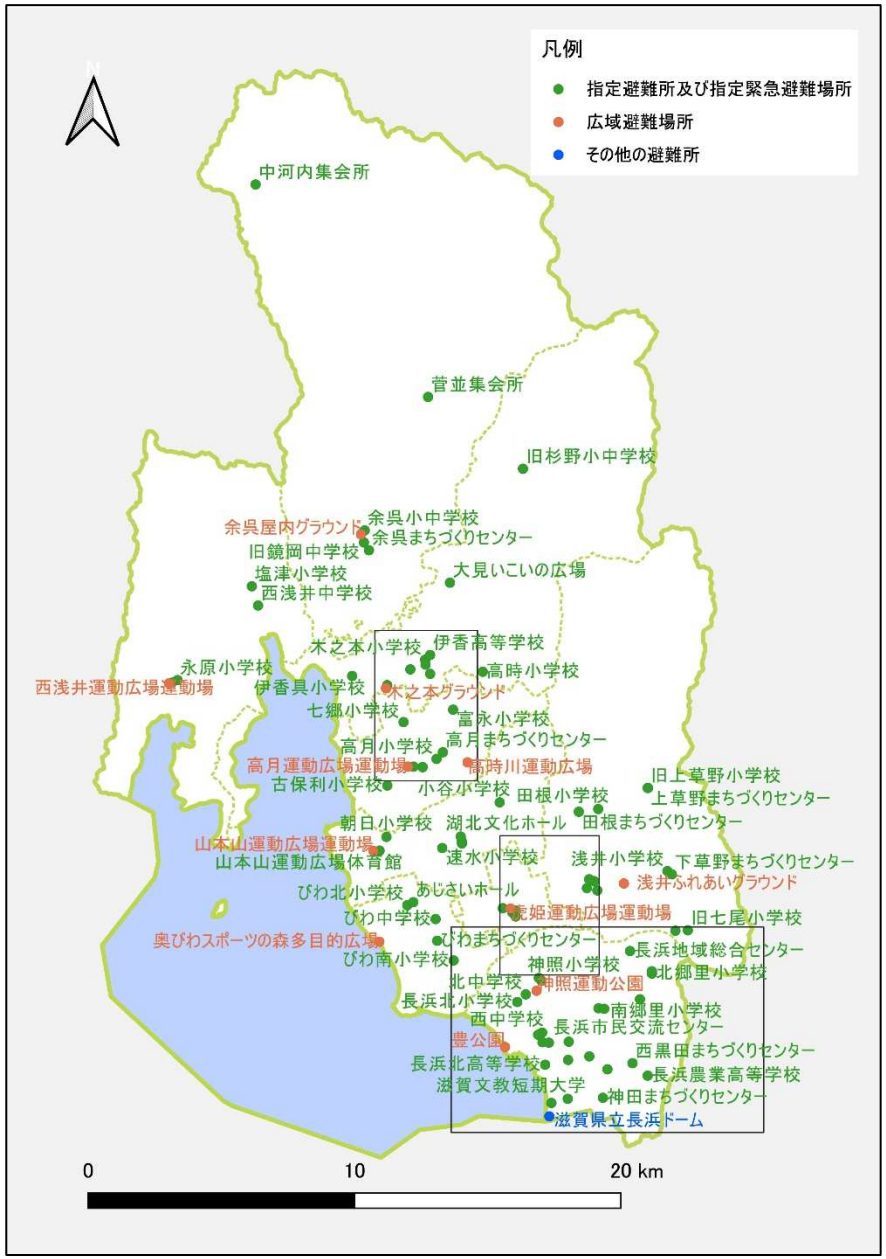
凡例
指定避難所及び指定緊急避難場所
広域避難場所
その他の避難所
中河内集会所
菅並集会所
旧杉野小中学校
余呉屋内グラウンド
余呉小中学校
余呉まちづくりセンター
旧鏡岡中学校
塩津小学校
西浅井中学校
大見いこいの広場
木之本小学校
伊香高等学校
永原小学校
高時小学校
西浅井運動広場運動場
伊香具小学校
木之本グラウンド
七郷小学校
富永小学校
高月小学校
高月まちづくりセンター
高月運動広場運動場
高時川運動広場
古保利小学校
小谷小学校
田根小学校
旧上草野小学校
上草野まちづくりセンター
朝日小学校
湖北文化ホール
田根まちづくりセンター
山本山運動広場運動場
山本山運動広場体育館
速水小学校
浅井小学校
下草野まちづくりセンター
浅井ふれあいグラウンド
びわ北小学校
あじさいホール
びわ中学校
姫運動広場運動場
旧七尾小学校
奥びわスポーツの森多目的広場
びわまちづくりセンター
長浜地域総合センター
びわ南小学校
神照小学校
北郷里小学校
北中学校
神照運動公園
長浜北小学校
南郷里小学校
西中学校
長浜市民交流センター
豊公園
西黒田まちづくりセンター
長浜北高等学校
長浜農業高等学校
滋賀文教短期大学
神田まちづくりセンター
滋賀県立長浜ドーム
0
10
20 km

ページ	旧	新
145	七尾まちづくりセンター 旧七尾小学校 長浜地域総合センター びわ南小学校 北郷里まちづくりセンター 北郷里小学校 神照小学校 神照まちづくりセンター 神照運動公園 北中学校 長浜北小学校 東中学校 南郷里まちづくりセンター 南郷里小学校 長浜小学校 西中学校 長浜市民体育館 長浜北星高等学校 長浜市民交流センター 豊公園 六荘まちづくりセンター「六角館」 南中学校 西黒田まちづくりセンター 長浜北高等学校 長浜南小学校 長浜農業高等学校 滋賀文教短期大学 神田まちづくりセンター 長浜バイオ大学 滋賀県立長浜ドーム 凡例 広域避難場所 その他の避難所 指定避難所及び指定緊急避難場所 0 1 2 km	七尾まちづくりセンター 旧七尾小学校 長浜地域総合センター びわ南小学校 北郷里まちづくりセンター 北郷里小学校 神照小学校 神照まちづくりセンター 神照運動公園 北中学校 長浜北小学校 東中学校 南郷里まちづくりセンター 南郷里小学校 長浜小学校 西中学校 長浜市民体育館 長浜北星高等学校 長浜市民交流センター 豊公園 六荘まちづくりセンター「六角館」 南中学校 西黒田まちづくりセンター 長浜北高等学校 長浜南小学校 長浜農業高等学校 滋賀文教短期大学 神田まちづくりセンター 長浜バイオ大学 滋賀県立長浜ドーム 凡例 広域避難場所 その他の避難所 指定避難所及び指定緊急避難場所 0 1 2 km

ページ	旧	新
146	3. 退避所候補施設一覧（原子力防災用）	3. 退避所候補施設一覧（原子力防災用） （令和７年１０月現在）

旧

地域	地区	名称	所在地	電話番号（0749）
長浜	旧長浜	長浜小学校	高田町 9-9	62-0070
		西中学校	高田町 10-10	62-0029
	六荘	長浜北星高等学校	地福寺町 3-72	62-3370
		長浜北高等学校	平方町 270	62-0238
		六荘まちづくりセンター「六角館」	勝町 490	62-0198
		南中学校	永久寺町 810	62-0924
		滋賀文教短期大学	田村町 335	63-5815
		長浜バイオ大学	田村町 1266	64-8100
	南郷里	南郷里小学校	南田附町 352	62-0288
		長浜市民体育館	宮司町 1203	63-9806
		南郷里まちづくりセンター	新栄町 1065-2	62-0287
	神照	神照小学校	神照町 311	62-0076
		北中学校	神照町 910	62-0894
		長浜北小学校	八幡中山町 1310	62-1375
		神照まちづくりセンター	神照町 286-1	62-0265
	北郷里	北郷里小学校	春近町 353	62-0782
		東中学校	堀部町 763	62-0928
		長浜地域総合センター	西上坂町 1164	63-9258
		北郷里まちづくりセンター	東上坂町 976-7	62-5479
	西黒田・神田	長浜農業高等学校	名越町 600	62-0876
		長浜南小学校	加田町 1460	62-6205
		西黒田まちづくりセンター	常喜町 500-1	62-0381

新

地域	地区	名称	所在地	電話番号（0749）
長浜	旧長浜	長浜小学校	高田町 9-9	62-0070
		西中学校	高田町 10-10	62-0029
	六荘	長浜北星高等学校	地福寺町 3-72	62-3370
		長浜市民交流センター	地福寺町 4-36	65-3366
		長浜北高等学校	平方町 270	62-0238
		六荘まちづくりセンター「六角館」	勝町 490	62-0198
		南中学校	永久寺町 810	62-0924
		滋賀文教短期大学	田村町 335	63-5815
		長浜バイオ大学	田村町 1266	64-8100
	南郷里	南郷里小学校	南田附町 352	62-0288
		長浜市民体育館	宮司町 1203	63-9806
		南郷里まちづくりセンター	新栄町 1065-2	62-0287
	神照	神照小学校	神照町 311	62-0076
		北中学校	神照町 910	62-0894
		長浜北小学校	八幡中山町 1310	62-1375
		神照まちづくりセンター	神照町 286-1	62-0265
	北郷里	北郷里小学校	春近町 353	62-0782
		東中学校	堀部町 763	62-0928
		長浜地域総合センター	西上坂町 1164	63-9258
		北郷里まちづくりセンター	東上坂町 976-7	62-5479
	西黒田・神田	長浜農業高等学校	名越町 600	62-0876
		長浜南小学校	加田町 1460	62-6205
		西黒田まちづくりセンター	常喜町 500-1	62-0381
		神田まちづくりセンター	加田町 2727	62-7037

148	4. 退避所候補施設位置図	4. 退避所候補施設位置図（令和７年１０月現在）

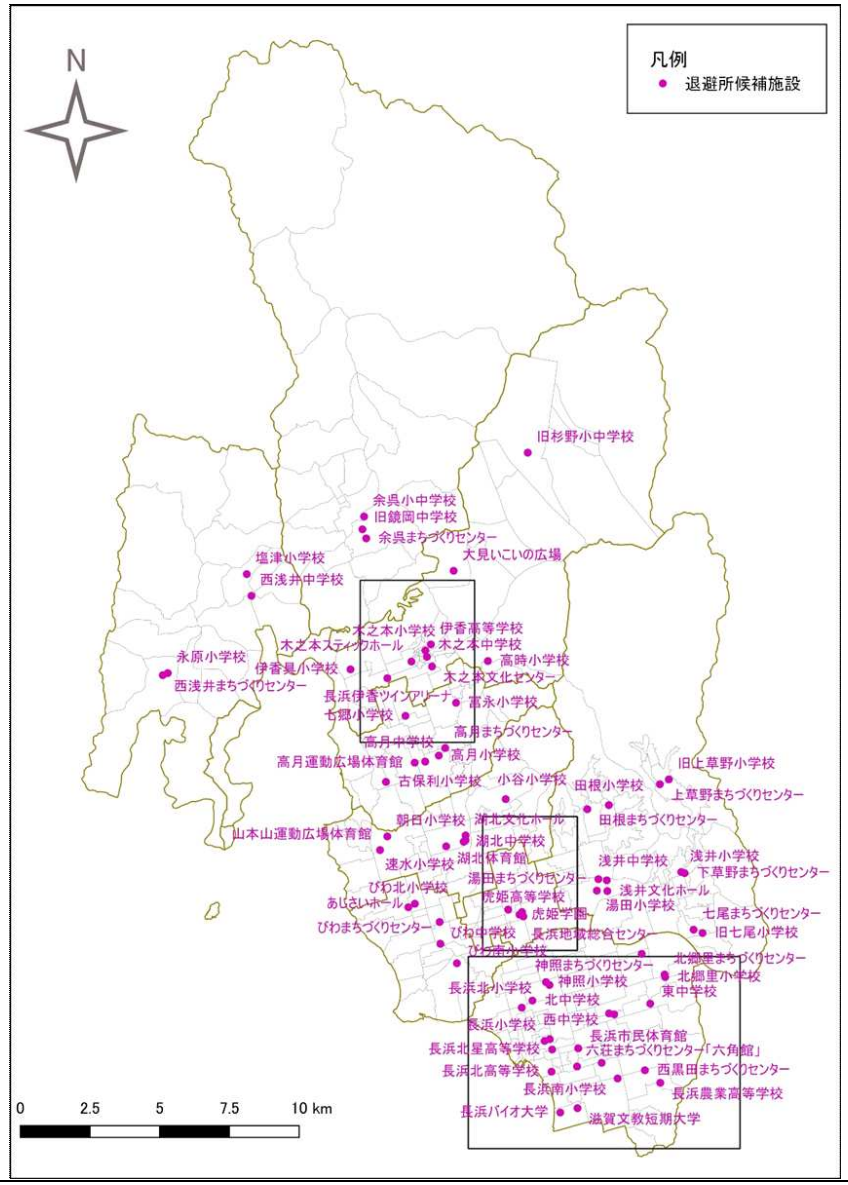

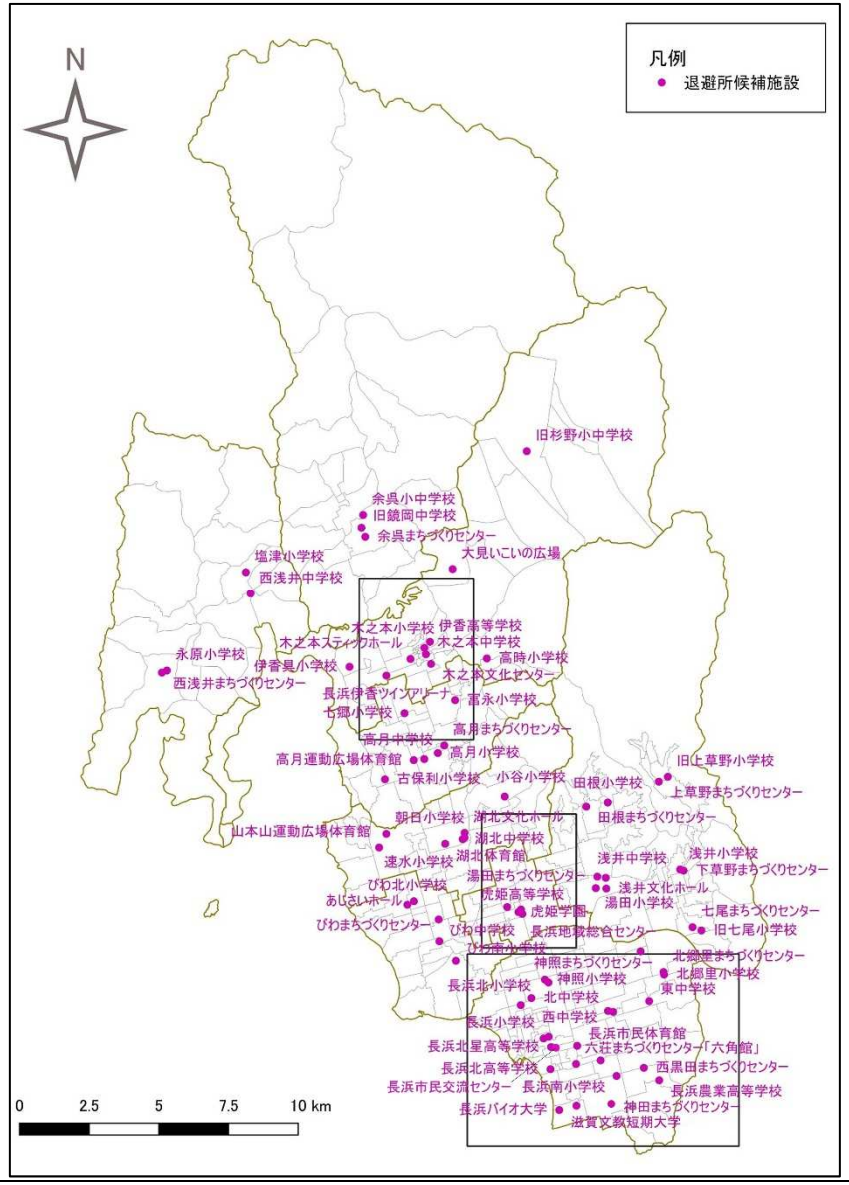

ページ	旧	新
149	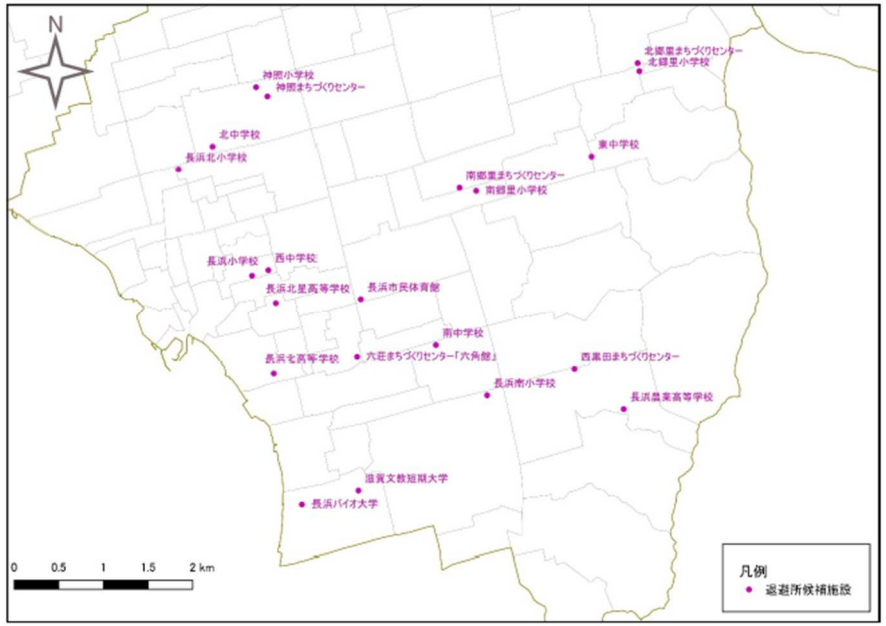 N 神照小学校 神照まちづくりセンター 北郷里まちづくりセンター 北郷里小学校 北中学校 長浜北小学校 東中学校 南郷里まちづくりセンター 南郷里小学校 長浜小学校 西中学校 長浜北星高等学校 長浜市民体育館 南中学校 長浜北高等学校 六荘まちづくりセンター「六角館」 西黒田まちづくりセンター 長浜南小学校 長浜農業高等学校 滋賀文教短期大学 長浜バイオ大学 0 0.5 1 1.5 2 km 凡例 避難所候補施設	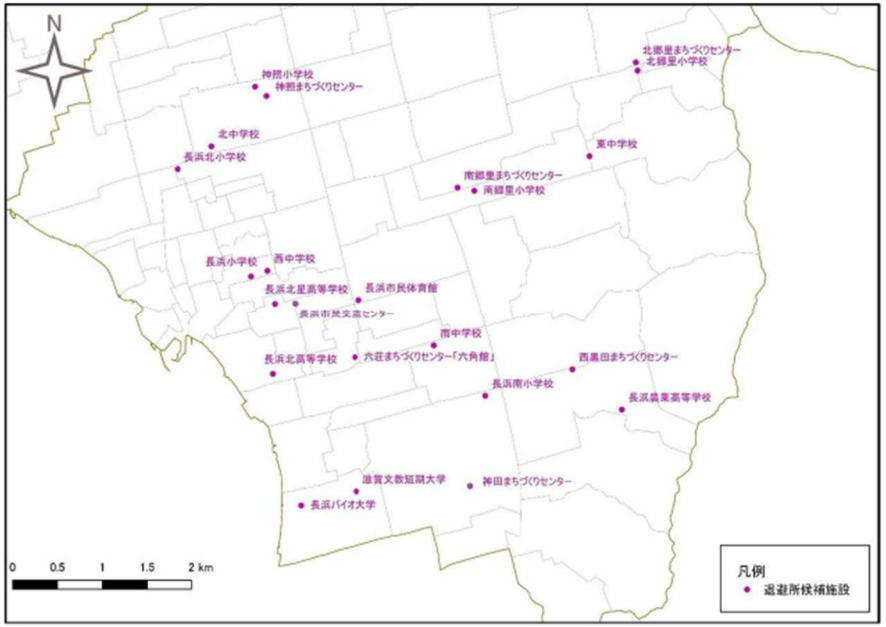 N 神照小学校 神照まちづくりセンター 北郷里まちづくりセンター 北郷里小学校 北中学校 長浜北小学校 東中学校 南郷里まちづくりセンター 南郷里小学校 長浜小学校 西中学校 長浜北星高等学校 長浜市民体育館 長浜市民文流センター 南中学校 長浜北高等学校 六荘まちづくりセンター「六角館」 西黒田まちづくりセンター 長浜南小学校 長浜農業高等学校 滋賀文教短期大学 神田まちづくりセンター 長浜バイオ大学 0 0.5 1 1.5 2 km 凡例 避難所候補施設

ページ	旧	新
150	5. 避難所候補施設一覧（原子力防災用）	5. 避難所候補施設一覧（原子力防災用）

旧

地域	地区	名称	所在地	電話番号(0749)
長浜	旧長浜	長浜小学校	高田町 9-9	62-0070
		西中学校	高田町 10-10	62-0029
	六荘	長浜北星高等学校	地福寺町 3-72	62-3370
		長浜北高等学校	平方町 270	62-0238
		六荘まちづくりセンター「六角館」	勝町 490	62-0198
		南中学校	永久寺町 810	62-0924
		滋賀文教短期大学	田村町 335	63-5815
		長浜バイオ大学	田村町 1266	64-8100
	南郷里	南郷里小学校	南田附町 352	62-0288
		長浜市民体育館	宮司町 1203	63-9806
		南郷里まちづくりセンター	新栄町 1065-2	62-0287
	神照	神照小学校	神照町 311	62-0076
		北中学校	神照町 910	62-0894
		長浜北小学校	八幡中山町 1310	62-1375
		神照まちづくりセンター	神照町 286-1	62-0265
	北郷里	北郷里小学校	春近町 353	62-0782
		東中学校	堀部町 763	62-0928
		長浜地域総合センター	西上坂町 1164	63-9258
		北郷里まちづくりセンター	東上坂町 976-7	62-5479
	西黒田・神田	長浜農業高等学校	名越町 600	62-0876
		長浜南小学校	加田町 1460	62-6205
		西黒田まちづくりセンター	常喜町 500-1	62-0381

新

地域	地区	名称	所在地	電話番号(0749)
長浜	旧長浜	長浜小学校	高田町 9-9	62-0070
		西中学校	高田町 10-10	62-0029
	六荘	長浜北星高等学校	地福寺町 3-72	62-3370
		長浜市民交流センター	地福寺町 4-36	65-3366
		長浜北高等学校	平方町 270	62-0238
		六荘まちづくりセンター「六角館」	勝町 490	62-0198
		南中学校	永久寺町 810	62-0924
		滋賀文教短期大学	田村町 335	63-5815
		長浜バイオ大学	田村町 1266	64-8100
	南郷里	南郷里小学校	南田附町 352	62-0288
		長浜市民体育館	宮司町 1203	63-9806
		南郷里まちづくりセンター	新栄町 1065-2	62-0287
	神照	神照小学校	神照町 311	62-0076
		北中学校	神照町 910	62-0894
		長浜北小学校	八幡中山町 1310	62-1375
		神照まちづくりセンター	神照町 286-1	62-0265
	北郷里	北郷里小学校	春近町 353	62-0782
		東中学校	堀部町 763	62-0928
		長浜地域総合センター	西上坂町 1164	63-9258
		北郷里まちづくりセンター	東上坂町 976-7	62-5479
	西黒田・神田	長浜農業高等学校	名越町 600	62-0876
		長浜南小学校	加田町 1460	62-6205
		西黒田まちづくりセンター	常喜町 500-1	62-0381
		神田まちづくりセンター	加田町 2727	62-7037

ページ	旧	新
152	6.　避難所候補施設位置図 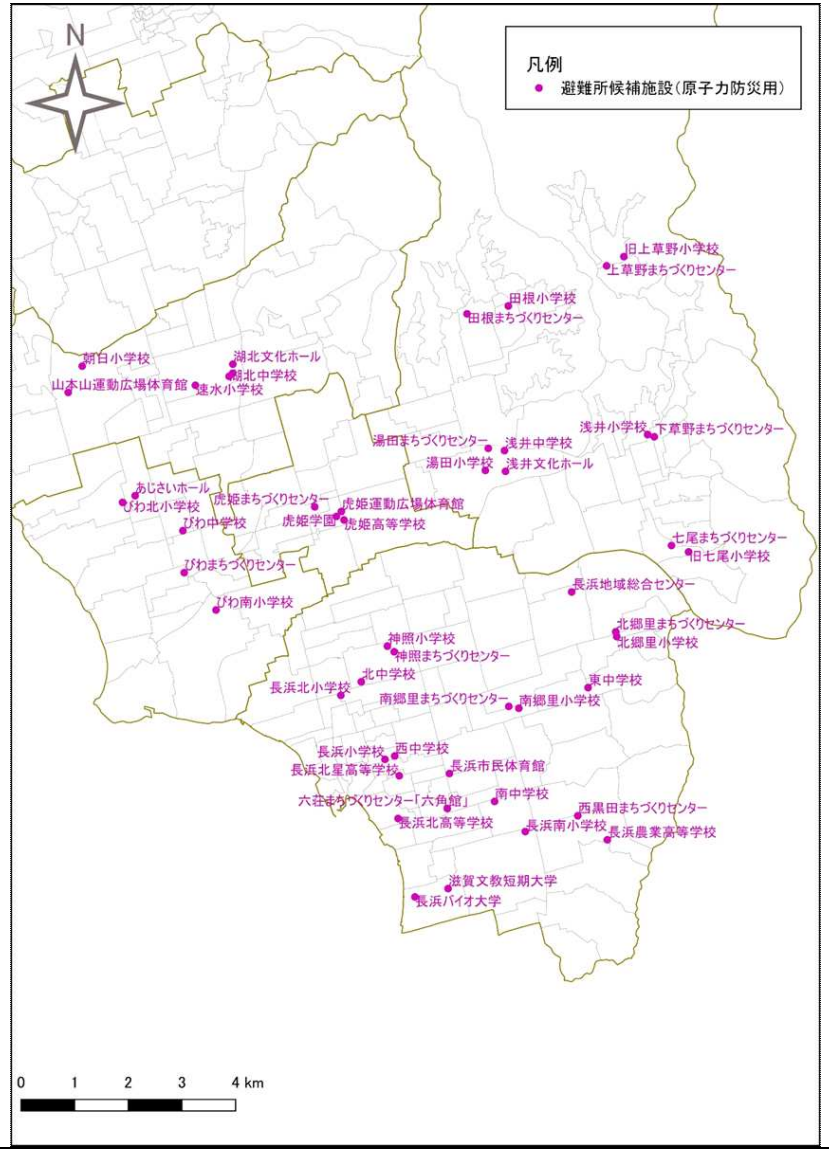 	6．避難所候補施設位置図 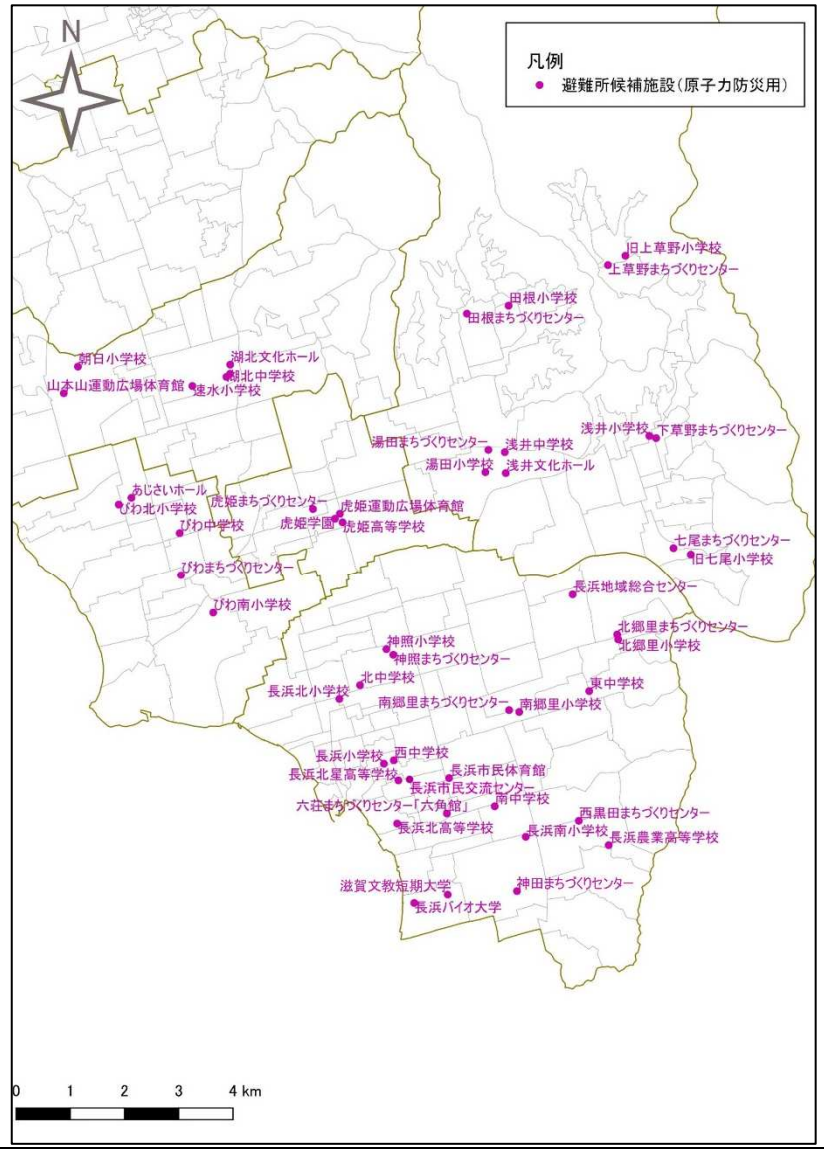

ページ	旧	新
153 154	~~12 （認可）保育所 長浜市 長浜市立一麦保育園 湖北町山本3089 79-1134 同上 余呉川~~ ~~20 認可外保育施設 ひまわり組 朝日町17-7 63-5126 同上 琵琶湖、姉川・高時川、地先※1~~ ~~21 認可外保育施設 託児所　ひまわり 八幡中山町393-1 62-6161 同上 姉川・高時川、地先※1~~ ~~22 認可外保育施設 株式会社イケダ光音堂 キッズパークながはま 八幡中山町477 63-1894 同上 姉川・高時川~~	（削除）
155	~~48 生活介護事業所 社会福祉法人湖北会 社会福祉法人湖北会やまぶき 木之本町大音1171 82-4550 同上 地先※1~~	44 生活介護事業所 社会福祉法人湖北会 社会福祉法人湖北会やまぶき 木之本町大音1171 82-4550 同上 余呉川、地先※1
161	~~133 認知症対応型通所介護事業所 社会福祉法人大樹会 余呉はごろも村　デイサービスセンター駅前 余呉町池原1293 86-8030 同上 ○~~	（削除）
166	~~191 サ高住（有料老人ホーム） 中居産業株式会社 長浜　悠悠の館 長浜市朝日町1120番地、1123番地、1124番地、1159番地 62-0394 同上 琵琶湖、姉川・高時川、地先※1~~	186 サ高住（有料老人ホーム） 中居産業株式会社 長浜悠悠の館 長浜市朝日町26-7 63-2700 同上 琵琶湖、姉川・高時川、地先※1
166	（追加）	190 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 社会福祉法人グロー 養護老人ホームながはま 加田町19-6 62-2897 同上 ○

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td><table>
<tr><td>191</td><td>放課後児童クラブ</td><td>長浜放課後児童教室 mocomoco</td><td>mocomoco</td><td>三ツ矢元町 19-34</td><td>080-2145-6927</td><td>同上</td><td>姉川・高時川、地先</td><td></td></tr>
<tr><td>192</td><td>放課後児童クラブ</td><td>TONO メディカル</td><td>はばたき</td><td>三田町 884-3</td><td>56-0109</td><td>同上</td><td>姉川・高時川、地先</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>167</td><td>出典：令和６年度滋賀県水防計画 資料編</td><td>出典：令和７年度滋賀県水防計画 資料編</td></tr>
<tr><td>168</td><td>出典：令和６年度滋賀県水防計画 資料編</td><td>出典：令和７年度滋賀県水防計画 資料編</td></tr>
</table>

ページ	旧	新
169	(3)　消防団屯所等施設	(3)　消防団屯所等施設

旧

長浜市消防団			屯所車庫	所在地
方面隊名	分団名	収納車両		
長浜方面隊	長浜西分団	長浜西分団１号車	屯所	宮前町 66
	長浜西分団	長浜西分団２号車	屯所	末広町 374-26
	神照分団	神照分団１号車	屯所	神照町 878
	神照分団	神照分団２号車	屯所	泉町 1285-1
	六荘分団	六荘分団車	屯所	下坂中町 281-1
	南郷里分団	南郷里分団車	屯所	新栄町 1064-2
	北郷里分団	北郷里分団車	屯所	東上坂町 987
	長浜南分団	長浜南分団車	屯所	常喜町 500
浅井方面隊	浅井西分団	浅井西分団車	車庫	内保町 1071
	浅井北分団	浅井北分団車	屯所	高畑町 320-3
	浅井中分団	浅井中分団車	車庫	北ノ郷町 104-1
	浅井南分団	浅井南分団車	車庫	佐野町 181
	浅井東分団	浅井東分団車	車庫	野瀬町 1066-3
びわ方面隊	びわ南分団	びわ南分団車	屯所	川道町 2660-4
	びわ中分団	びわ中分団車	車庫	落合町 482
	びわ北分団	びわ北分団車	車庫	富田町 431-4
虎姫方面隊	虎姫分団	虎姫分団車	屯所	五村 63
湖北方面隊	朝日分団	朝日分団車	車庫	湖北町山本 1144-2
	速水分団	速水分団車	車庫	湖北町速水 2745
	小谷分団	小谷分団車	車庫	小谷丁野町 809
高月方面隊	富永分団	富永分団車	屯所	高月町井口 166
	高月分団	高月分団車	屯所	高月町高月 1173-2
	古保利分団	古保利分団	屯所	高月町東柳野 327
	七郷分団	七郷分団車	屯所	高月町東柳野 1720-2
木之本方面隊	杉野分団	杉野分団車	屯所	木之本町金居原 67-3
	高時分団	高時分団車	車庫	木之本町古橋 367
	木之本分団	木之本分団車	屯所	木之本町木之本 1461
	伊香具分団	伊香具分団車	屯所	木之本町西山 695-2
余呉方面隊	余呉分団	余呉分団１号車	屯所	余呉町中之郷 85
	余呉分団	余呉分団２号車	屯所	余呉町東野 230
西浅井方面隊	塩津分団	塩津分団車	屯所	西浅井町塩津浜 604
	永原分団	永原分団車	屯所	西浅井町大浦 2275-38
長浜市消防団		予備車	屯所	余呉町上丹生 2556

新

長浜市消防団			屯所車庫	所在地
方面隊名	分団名	収納車両		
長浜方面隊	長浜西分団	長浜西分団１号車	屯所	宮前町 66
	長浜西分団	長浜西分団２号車	屯所	末広町 374-26
	神照分団	神照分団１号車	屯所	神照町 878
	神照分団	神照分団２号車	屯所	泉町 1285-1
	六荘分団	六荘分団車	屯所	下坂中町 281-1
	南郷里分団	南郷里分団車	屯所	新栄町 1064-2
	北郷里分団	北郷里分団車	屯所	東上坂町 987
	長浜南分団	長浜南分団車	屯所	常喜町 500
浅井方面隊	浅井西分団	浅井西分団車	車庫	内保町 1071
	浅井北分団	浅井北分団車	屯所	高畑町 320-3
	浅井中分団	浅井中分団車	車庫	北ノ郷町 104-1
	浅井南分団	浅井南分団車	車庫	佐野町 181
	浅井東分団	浅井東分団車	車庫	野瀬町 1066-3
びわ方面隊	びわ南分団	びわ南分団車	屯所	川道町 2660-4
	びわ中分団	びわ中分団車	車庫	落合町 482
	びわ北分団	びわ北分団車	車庫	富田町 431-4
虎姫方面隊	虎姫分団	虎姫分団車	屯所	五村 63
湖北方面隊	朝日分団	朝日分団車	車庫	湖北町山本 1144-2
	速水分団	速水分団車	車庫	湖北町速水 2745
	小谷分団	小谷分団車	車庫	小谷丁野町 809
高月方面隊	富永分団	富永分団車	屯所	高月町井口 166
	高月分団	高月分団車	屯所	高月町高月 1173-2
	古保利分団	古保利分団	屯所	高月町東柳野 327
	七郷分団	七郷分団車	屯所	高月町横山 298-12
木之本方面隊	杉野分団	杉野分団車	屯所	木之本町金居原 67-3
	高時分団	高時分団車	車庫	木之本町古橋 367
	木之本分団	木之本分団車	屯所	木之本町木之本 1461-1
	伊香具分団	伊香具分団車	屯所	木之本町西山 695-2
余呉方面隊	余呉分団	余呉分団１号車	屯所	余呉町中之郷 85
	余呉分団	余呉分団２号車	屯所	余呉町東野 230
西浅井方面隊	塩津分団	塩津分団車	屯所	西浅井町塩津浜 604
	永原分団	永原分団車	屯所	西浅井町大浦 2275-38
長浜市消防団		予備車	屯所	余呉町上丹生 2556

ページ	旧	新
171 172 173	・市民生活部各課	・市民生活部各課室
176	1. 火災・災害等即報要領 昭和 59 年 10 月 15 日 消防災第 267 号消防庁長官 改正 平成６年 12 月 消防災第 279 号 平成７年４月 消防災第 83 号 平成８年４月 消防災第 59 号 平成９年３月 消防情第 51 号 平成 12 年 11 月 消防災第 98 号 消防情第 125 号 平成 15 年３月 消防災第 78 号 消防情第 56 号 平成 16 年９月 消防震第 66 号 平成 20 年５月 消防応第 69 号 平成 20 年 ９月消防応第 166 号 平成 24 年５月消防応第 111 号 平成 29 年２月消防応第 11 号 平成 31 年４月消防応第 28 号 令和元年６月消防応第 12 号 令和３年５月消防応第 29 号 令和５年５月消防応第 55 号	1. 火災・災害等即報要領 昭和 59 年 10 月 15 日 消防災第 267 号消防庁長官 改正 平成６年 12 月 消防災第 279 号 平成７年４月 消防災第 83 号 平成８年４月 消防災第 59 号 平成９年３月 消防情第 51 号 平成 12 年 11 月 消防災第 98 号 消防情第 125 号 平成 15 年３月 消防災第 78 号 消防情第 56 号 平成 16 年９月 消防震第 66 号 平成 20 年５月 消防応第 69 号 平成 20 年 ９月消防応第 166 号 平成 24 年５月消防応第 111 号 平成 29 年２月消防応第 11 号 平成 31 年４月消防応第 28 号 令和元年６月消防応第 12 号 令和３年５月消防応第 29 号 令和５年５月消防応第 55 号 令和７年４月消防応第 44 号

ページ	旧	新
183	**4　災害即報** (1)　地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） (2)　第２の４の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの	**4　災害即報** (1)　地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） (2)　第２の４の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの
188	ア　各被害欄 原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。 （追加）	ア　各被害欄 原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。 また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第４号様式（その２）別紙を用いて報告すること。
188	ウ　災害救助法適用市町村名 市町村毎に、適用日時を記入すること。	ウ　災害救助法適用市町村名 市町村ごとに、適用日時を記入すること。
198	**4. 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）** （平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知） （平成 28 年７月 14 日付け 28 政統第 160 号－１政策統括官通知） 第４章　政府所有米穀の販売 第 10　災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例 1　災害救助用米穀の引渡しの体制整備 (1)　政策統括官は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。 ア　災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合 イ　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救援を行う場合	**4. 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）** （平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知） （令和７年４月１日付け６農産第 5106 号農産局長通知） 第２章 政府所有米穀の販売等業務 第 11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例 1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備 (1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。 ア 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合 イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救援を行う場合

ページ	旧	新
	(2)　(1) の具体的な内容は、次のとおりとする。 ア　政策統括官が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする イ　知事は、災害救助用米穀を政策統括官から全量買い受ける ウ　イの米穀を販売する価格は、政策統括官が別途定める。 エ　代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない (ｱ)　(1)のアの場合は、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、３か月以内）であって政策統括官と知事が協議して決定した期間とする。 a　大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。 b　自衛隊の派遣が行われていること。 c　知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、政策統括官がやむを得ないと認めること。 (ｲ)　(1)のイの場合は、３か月以内であって政策統括官と知事が協議し決定した期間とする。 2　災害救助用米穀の引渡方法 政策統括官は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。 (1)　政策統括官は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）様式４－23）により契約を締結する。 (2)　政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。 (3)　政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、政策統括官は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式４-23）により契約を締	(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。 ア　農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。 イ　知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。 ウ　イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。 エ　代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。 (ｱ)　(1)のアの場合は、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、３か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。 a　大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。 b　自衛隊の派遣が行われていること。 c　知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。 (ｲ) (1)のイの場合は、３か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。 2　災害救助用米穀の引渡方法 農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。 (1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）（様式４－24）により契約を締結する。 (2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。 (3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結す

ページ	旧	新
	結するものとする。	るものとする。
199～ 202	５ 現品受渡期限　平成　　年　　月　　日 ６ 代金納付場所　日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。） ７ 代金納付期限　平成　　年　　月　　日 ８ 買受目的 食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省政策統括官○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。 （延納の特約） 第１条　甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。 （契約保証金・延納担保及び延納利息） 第２条　甲は、この契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。 （買受代金の納付） 第３条　乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省政策統括官（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。 ２　歳入徴収官は、特に必要があると認めたときは、前項の納付場所を指定することができる。 （現品の引渡し） 第４条　甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（ＳＢＳ方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。 ２　乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。	５ 現品受渡期限　令和　　年　　月　　日 ６ 代金納付場所　日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。） ７ 代金納付期限　令和　　年　　月　　日 ８ 買 受 目 的 食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。 （延納の特約） 第１条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。 （契約保証金・延納担保及び延納利息） 第２条 甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。 （買受代金の納付） 第３条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。 ２ 歳入徴収官は、特に必要があると認めた場合は、前項の納付場所を指定することができる。 （現品の引渡し） 第４条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（ＳＢＳ方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。 ２ 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

ページ	旧	新
	３　甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。 （瑕疵現品の交換） 第５条　引き渡した現品に隠れた瑕疵が発見されたときは、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。 ２　受託事業体は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、瑕疵のあった現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。 ３　乙は瑕疵現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。 （保管料の負担区分） 第６条　現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。 （危険負担） 第７条　第４条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定したときは、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。 （転売等の禁止） 第８条　乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けないで転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。 （契約の解除） 第９条　次の各号の一に該当するときは、甲は契約の全部又は一部を解除することができる。 (1)　乙が、この契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。 (2)　乙が、この契約の条項に違反したとき。	３　甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。 （契約の内容に適合しない現品の交換） 第５条　引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。 ２　受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。 ３　乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。 （保管料の負担区分） 第６条　現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。 （危険負担） 第７条　第４条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。 （転売等の禁止） 第８条　乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けないで転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。 （契約の解除） 第９条　次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。 (1)　乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。 (2)　乙が、本契約の条項に違反した場合。

ページ	旧	新
	（違約金） 第 10 条　乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかったときは、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。 ２　前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。 （延滞金） 第 11 条　乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金(以下「元本」という。)について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかったときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年 14.60 パーセント、違約金にあっては、年５パーセントの割合で計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。 ２　前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。 ３　前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。 ４　歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。 （責任の免除） 第 12 条　甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。 (1)　天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合 (2)　第９条により契約を解除した場合。 (3)　引き渡した現品に瑕疵がある場合であって、瑕疵発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。 （期限の特則）	（違約金） 第１０条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年１０．９５パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。 ２ 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。 （延滞金） 第１１条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金(以下「元本」という。)について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年１４．６０パーセント、違約金にあっては、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第４項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。 ２ 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。 ３ 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。 ４ 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。 （責任の免除） 第１２条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。 (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合 (2) 第９条により契約を解除した場合。 (3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。 （期限の特則）

ページ	旧	新
	第 13 条　この契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。 （調査、報告） 第 14 条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。 ２　乙が前項の定めに従わないときは、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。 （協力義務） 第 15 条　次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。 (1)　甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。 (2)　倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。 (3)　甲が、第 14 条により調査、報告を求めた場合。 （追加） （法令の補充適用） 第 16 条　この契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。 （紛争の解決方法） 第 17 条　この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。 （合意管轄） 第 18 条　契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。 この契約成立の証として、本書２通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その１通を保有するものとする。 平成　　年　　月　　日 甲　食料安定供給特別会計契約担当官	第１３条本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。 （調査、報告） 第１４条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。 ２ 乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。 （協力義務） 第１５条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。 (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。 (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。 (3) 甲が、第１４条により調査、報告を求めた場合。 （契約条項の通知） 第１６条 乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。 （法令の補充適用） 第１７条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。 （紛争の解決方法） 第１８条 本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。 （合意管轄） 第１９条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。 本契約成立の証として、本書２通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その１通を保有するものとする。 令和　　年　　月　　日 甲 食料安定供給特別会計契約担当官

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td>農林水産省政策統括官　印
乙　住所
氏名　印</td><td>農林水産省農産局長　印
乙　住所
氏名　印</td></tr>
<tr><td>205</td><td>
<table>
<tr><td>災害即報</td><td>1）地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
2）次のうち、死者又は行方不明者が生じたもの
ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
イ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
ウ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>災害即報</td><td>1）地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
2）次のうち、死者又は行方不明者が生じたもの
ア.崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
イ.洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
ウ.強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
エ.積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
オ.積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>206</td><td>6．災害救助法による救助の内容
（令和６年８月１日　内閣府防災（避難生活担当、被災者生活再建担当））
（1）－１　避難所の設置
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</td><td></td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>１人　１日当たり　350円以内</td><td></td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>6．災害救助法による救助の内容
（令和７年 10 月　内閣府政策統括官（防災担当））
（1）－１　避難所の設置
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</td><td></td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>１人　１日当たり　360円以内</td><td></td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>206</td><td>（1）－２　福祉避難所の設置
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般の避難所</th><th>福祉避難所</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</td><td>左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において特別な配慮を必要とする者</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>１人　１日当たり　350円以内</td><td>左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>同左</td></tr>
</table>
</td><td>（1）－２　福祉避難所の設置
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般の避難所</th><th>福祉避難所</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</td><td>左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において特別な配慮を必要とする者</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>１人　１日当たり　360円以内</td><td>左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>同左</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>対象経費</td><td>避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費</td><td>左に加えて
①おおむね10人の対象者に１人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費
②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用
③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費
などを加算できる。</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>対象経費</td><td>避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費</td><td>左に加えて
①おおむね10人の対象者に１人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費
②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用
③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費
などを加算できる。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>206</td><td>
(2) －１　応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>住家が全壊、全焼又は流出し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの</td><td>半壊であっても、応急仮設住宅を提供する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議。
○住宅の被害を受け、居住することが困難となっている者
○水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>１戸当たり平均　6,883,000円以内</td><td></td></tr>
<tr><td>住宅の規模</td><td>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</td><td>プレハブ業界において、単身用（６坪タイプ）、小家族用（９坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する</td></tr>
<tr><td>集会施設の設置</td><td>おおむね50戸に１施設設置可</td><td>50戸未満でも小規模な集会施設の設置可</td></tr>
<tr><td>着工時期</td><td>災害発生の日から20日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>完成の日から最長２年（建築基準法85条）</td><td>著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、１年を超えない期間ごとの延長が可能</td></tr>
</table>
</td><td>
(2) －１　応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>住家が全壊、全焼又は流出し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの</td><td>半壊であっても、応急仮設住宅を提供する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議。
○住宅の被害を受け、居住することが困難となっている者
○水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>１戸当たり　7,089,000円以内</td><td></td></tr>
<tr><td>住宅の規模</td><td>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</td><td>プレハブ業界において、単身用（６坪タイプ）、小家族用（９坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する</td></tr>
<tr><td>集会施設の設置</td><td>おおむね50戸に１施設設置可</td><td>50戸未満でも小規模な集会施設の設置可</td></tr>
<tr><td>着工時期</td><td>災害発生の日から20日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>完成の日から最長２年（建築基準法85条）</td><td>著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、１年を超えない期間ごとの延長が可能</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>207</td><td>
(3)　炊き出しその他による食品の給与
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td></td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>１人１日当たり1,330円以内</td><td>１人平均かつ３食でという意味である</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
(3)　炊き出しその他による食品の給与
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td></td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>１人１日当たり1,390円以内</td><td>１人平均かつ３食でという意味である</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>208</td><td>
＜別記＞被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額
①住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯
<table>
<tr><th>季別(※)</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人世帯以上１人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td>夏季</td><td>19,800円</td><td>25,400円</td><td>37,700円</td><td>45,000円</td><td>57,000円</td><td>8,300円</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>32,800円</td><td>42,400円</td><td>59,000円</td><td>69,000円</td><td>87,000円</td><td>12,000円</td></tr>
</table>
②住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯
<table>
<tr><th>季別(※)</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人世帯以上１人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td>夏季</td><td>6,500円</td><td>8,700円</td><td>13,000円</td><td>15,900円</td><td>20,000円</td><td>2,800円</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>10,400円</td><td>13,600円</td><td>19,400円</td><td>23,000円</td><td>29,000円</td><td>3,800円</td></tr>
</table>
</td><td>
＜別記＞被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額
①住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯
<table>
<tr><th>季別(※)</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人世帯以上１人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td>夏季</td><td>20,300円</td><td>26,100円</td><td>38,700円</td><td>46,200円</td><td>58,500円</td><td>8,500円</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>33,700円</td><td>43,500円</td><td>60,600円</td><td>70,900円</td><td>89,300円</td><td>12,300円</td></tr>
</table>
②住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯
<table>
<tr><th>季別(※)</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人世帯以上１人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td>夏季</td><td>6,700円</td><td>8,900円</td><td>13,400円</td><td>16,300円</td><td>20,500円</td><td>2,900円</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>10,700円</td><td>14,000円</td><td>19,900円</td><td>23,600円</td><td>29,800円</td><td>3,900円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>209</td><td>（新規）</td><td>（8）　福祉サービスの提供
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）</td><td></td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>救助の範囲</td><td>ア災害時要配慮者に関する情報の把握
イ災害時要配慮者からの相談対応
ウ災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
エ災害時要配慮者の避難所への誘導
オ福祉避難所の設置（※）</td><td>（※）法第２条第２項の災害が発生するおそれがある場合に設置する場合を除く。</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>○上記アからエまでについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費
○上記オについては、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費
※福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等に係る経費は「輸送費及び賃金職員等雇上費」の対象。</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>209</td><td>（8）　住宅の応急修理「半壊・大規模半壊」
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者
②災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者</td><td>②いわゆる大規模半壊</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、１世帯当たり717,000円以内</td><td>・特別基準の設定はなし
・１世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から３ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては６ヶ月以内に完了）</td><td></td></tr>
</table></td><td>（９）　住宅の応急修理「半壊・中規模半壊・大規模半壊」
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者
②災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者</td><td>②いわゆる大規模半壊</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、１世帯当たり739,000円以内</td><td>・特別基準の設定はなし
・１世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から３ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては６ヶ月以内に完了）</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>210</td><td>（8）　住宅の応急修理「準半壊」
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</td><td>住家の延焼面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のものを指す</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、１世帯当たり348,000円以内</td><td>・特別基準の設定はなし
・１世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から３ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては６ヶ月以内に完了）</td><td></td></tr>
</table></td><td>（9）　住宅の応急修理「準半壊」
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</td><td>住家の延焼面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のものを指す</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、１世帯当たり358,000円以内</td><td>・特別基準の設定はなし
・１世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から３ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては６ヶ月以内に完了）</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>210</td><td>（8）-1 住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）【準半壊以上(相当)】
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td><td>大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住することが可能な場合）</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、１世帯当たり51,500円以内</td><td>・特別基準の設定はなし
・ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業者・団体等が行う際の施工費用の合計</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から10日以内に完了</td><td></td></tr>
</table></td><td>（9）-1 住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）【準半壊以上(相当)】
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td><td>大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住することが可能な場合）</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、１世帯当たり53,900円以内</td><td>・特別基準の設定はなし
・ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業者・団体等が行う際の施工費用の合計</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から10日以内に完了</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>210</td><td>（9）　学用品の給与
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒</td><td>幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>①教科書、正規の教材：実費
②文房具、通学用品：
小学校児童　5,200円以内</td><td></td></tr>
</table></td><td>（10）　学用品の給与
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒</td><td>幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>①教科書、正規の教材：実費
②文房具、通学用品：
小学校児童　5,500円以内</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>中学校生徒　5,500円以内
高等学校等生徒 6,000円以内</td><td></td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から
①教科書、教材：１か月以内
②文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>①教科書及び正規の教材
②文房具、通学用品</td><td>①学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑　等
②a. ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規　等
②b. 傘、靴、長靴　等
②c. 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具　等</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>中学校生徒　5,800円以内
高等学校等生徒 6,300円以内</td><td></td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から
①教科書、教材：１か月以内
②文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>①教科書及び正規の教材
②文房具、通学用品</td><td>①学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑　等
②a. ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規　等
②b. 傘、靴、長靴　等
②c. 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具　等</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>211</td><td>
（10）　埋葬
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給</td><td>（追加）</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>１体当たり
大人（12歳以上）：226,100円以内
小人（12歳未満）：180,800円以内</td><td>被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>①棺（付属品を含む）
②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む）
③骨壺及び骨箱</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
（11）　埋葬
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給</td><td>災害発生の日以前に死亡したものであっても対象となる。</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>１体当たり
大人（12歳以上）：232,200円以内
小人（12歳未満）：185,700円以内</td><td>被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>①棺（付属品を含む）
②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む）
③骨壺及び骨箱</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>211</td><td>（新規）</td><td>
（12）　死体の捜索
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、既に死亡していると推定される者を捜索する</td><td></td></tr>
<tr><td>費用の限</td><td>当該地域における通常の実費</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>度額</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>211</td><td>（11）　死体の処理
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする</td><td>通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
１体当たり：3,600円以内
②死体の一時保存
死体一時収容施設利用時：通常の実費
上記が利用出来ない場合：
１体当たり5,700円以内
（注）ドライアイス購入費の実費加算可
③検案：救助班以外は慣行料金</td><td>②既存施設利用の場合は、借上費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費
③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>（13）　死体の処理
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする</td><td>通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
１体当たり：3,700円以内
②死体の一時保存
死体一時収容施設利用時：通常の実費
上記が利用出来ない場合：
１体当たり 5,900円以内
（注）ドライアイス購入費の実費加算可
③検案：救助班以外は慣行料金</td><td>②既存施設利用の場合は、借上費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費
③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>211</td><td>（12）　障害物の除去
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者</td><td>雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>１世帯当たり　140,000円以内</td><td>対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>（14）　障害物の除去
<table>
<tr><th>区分</th><th>一般基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者</td><td>雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>１世帯当たり 143,900円以内</td><td>対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない</td></tr>
<tr><td>救助期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>212</td><td>7. 各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組み（原子力災害対策指針）
原子力災害対策指針（令和６年９月 11 日）に示される各発電所の該当ＥＡＬは以下のとおり（一部記載を簡略化している）。</td><td>7. 各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組み（原子力災害対策指針）
原子力災害対策指針（令和７年 10 月３日）に示される各発電所の該当ＥＡＬは以下のとおり（一部記載を簡略化している）。</td></tr>
<tr><td>216</td><td>(2) 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第 43 条の３の６第１項第４号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの
<table>
<tr><th>警戒事態を判断するＥＡＬ
（④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</th><th>緊急事態区分における措置の概要</th></tr>
<tr><td>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。
② 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。
③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。
⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td><td>（省略）</td></tr>
</table></td><td>(2) 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第 43 条の３の６第１項第４号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの
<table>
<tr><th>警戒事態を判断するＥＡＬ</th><th>緊急事態区分における措置の概要</th></tr>
<tr><td>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。
② 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。
③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td><td>（省略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>218</td><td>
<table>
<tr><th>警戒事態を判断するＥＡＬ
（⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</th><th>緊急事態区分における措置の概要</th></tr>
<tr><td>① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。
② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。
③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。
⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。
⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td><td>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>警戒事態を判断するＥＡＬ</th><th>緊急事態区分における措置の概要</th></tr>
<tr><td>① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。
② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。
③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。
⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
⑧ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
⑨ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
⑩ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td><td>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>221</td><td>(4) 原子炉の運転等のための施設（(1)から(4)までに掲げるものを除く。）</td><td>(4) 原子炉の運転等のための施設（(1)から(3)までに掲げるものを除く。）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>警戒事態を判断するＥＡＬ
（③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</th><th>緊急事態区分における措置の概要</th></tr>
<tr><td>① 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。
② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。
④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。
⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td><td>（省略）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>警戒事態を判断するＥＡＬ</th><th>緊急事態区分における
措置の概要</th></tr>
<tr><td>① 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。
② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。
④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td><td>（省略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>